



幸せな
暮らしを拡げる

77 事業



重点施策

7 施策



春日井市地域共生プラン

第4次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画

誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり

市長あいさつ

令和の時代が始まり、春日井市はさらなる飛躍に向け、新たな一步を踏み出したところであります。

昨今、少子高齢化や核家族化などが進み、社会構造が変化するなかで、地域コミュニティのつながりは希薄化しており、社会的孤立や虐待など地域の福祉課題は、複雑化かつ複合化しています。

こうした中、当市は、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と社会福祉協議会が緊密に連携し、「地域共生社会」の実現をめざすため、市の策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画を、新たに「地域共生プラン」として一体的に策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、市民、地縁団体、事業者などの皆様と協働しながら、「誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり」を着実に推進してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画策定にあたり貴重なご提案をいただきました春日井市地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、実態調査や意見募集など、様々な形でご参加いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

2020（令和2）年3月



春日井市長 伊藤 太

会長あいさつ



世界でも例を見ない急速な少子高齢化や人口減少、核家族化等の進展により、社会が著しく変容していると言われて久しい中、春日井市におきましても、地域課題は年々拡大、多様化し、地域福祉への期待は一層大きくなっております。

当協議会といたしましても、こうした時代の要請に答えながら、「人と人が助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」の理念のもと、地域の皆様とともに、子どもから高齢者まで、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進に向けて、様々な事業に全力で取り組んできたところでございます。

こうした中、このたび、当協議会は、市と協働して「春日井市地域共生プラン」を策定する機会を得、市と一体となって時宜を得た様々な事業を展開することになりました。今後は、このプランに基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源との有機的結合により、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指してまいります。市民の皆様、関係団体等の方々には、今まで以上のご理解、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。

最後ではございますが、本プランは、関係者の皆様から頂戴した多くの有益な知見があったればこそ策定できたものであり、ご尽力いただきました方々に心底から感謝を申し上げますとご挨拶といたします。

2020（令和2）年3月

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

会長 黒田 龍嗣

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| (1) 計画策定の社会的背景 | 1 |
| (2) 地域共生社会の実現に向けた国の動向 | 1 |
| (3) 地域福祉の推進 | 2 |
| (4) 計画策定の趣旨～市と社会福祉協議会の一体的な地域福祉の推進～ | 4 |
| 2 計画の位置付け | 5 |
| 3 計画の期間 | 6 |
| 第2章 数値でみる春日井市の状況 | 7 |
| 1 人口・世帯の状況 | 7 |
| (1) 人口 | 7 |
| (2) 世帯 | 8 |
| 2 要介護者等の状況 | 10 |
| (1) 要介護認定者 | 10 |
| (2) 障がいのある人（各種障がい者手帳所持者等） | 12 |
| (3) 虐待通報・相談対応 | 13 |
| (4) 生活保護世帯数 | 14 |
| 3 地域活動団体の状況 | 15 |
| (1) 区・町内会・自治会などの加入率 | 15 |
| 第3章 計画の理念と目標 | 16 |
| 1 基本理念・重点施策 | 16 |
| 2 基本目標 | 17 |
| 基本目標Ⅰ 市民が主役の地域福祉を「共に創る」 | 17 |
| 基本目標Ⅱ 地域の包括的な支援に「つなげる」 | 17 |
| 基本目標Ⅲ いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」 | 17 |
| 3 施策の体系 | 18 |
| 第4章 施策の展開 | 20 |
| 基本目標Ⅰ 市民が主役の地域福祉を「共に創る」 | 20 |
| (1) 地域の生活課題を解決する仕組みづくり | 24 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (2) 地域の支え合い活動の推進 | 26 |
| (3) 地域活動の活性化と人材育成 | 29 |
| 基本目標Ⅱ 地域の包括的な支援に「つなげる」 | 31 |
| (1) 包括的な相談支援体制の強化 | 34 |
| (2) 権利擁護と成年後見制度の利用促進 | 38 |
| (3) 自立に向けた支援の強化 | 40 |
| 基本目標Ⅲ いつでも誰でも幸せな暮らしを「広げる」 | 42 |
| (1) 地域の見守り体制の強化 | 44 |
| (2) 災害時における地域住民による互助の充実 | 48 |
| (3) 民間サービスの創出・活用の促進 | 50 |
| 第5章 計画の推進 | 53 |
| 1 計画の推進体制と進行管理 | 53 |
| (1) 計画の推進体制 | 53 |
| (2) 計画の進行管理と成果指標 | 54 |
| 2 協働による計画の実践 | 56 |
| (1) 計画の担い手と役割 | 56 |
| 資料編 | 60 |
| 1 春日井市地域共生プラン策定経過 | 60 |
| 2 春日井市地域福祉計画推進協議会委員名簿 | 61 |
| 3 春日井市地域福祉計画推進協議会規則 | 62 |
| 4 地域の活動範囲 | 63 |
| (1) 地区社会福祉協議会 | 63 |
| (2) 日常生活圏域 | 64 |
| 5 アンケート調査・住民座談会の概要 | 65 |
| 6 用語の解説 | 66 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の社会的背景

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴う社会構造の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭や近所、地域といった様々な場における支え合いの基盤が弱まっています。このような中、貧困や社会的孤立、虐待、認知症などの問題に加えて、いわゆる 8050 問題やダブルケアなど、地域における福祉課題は複雑化、複合化しており、従来の公的なサービスだけでは対応することが困難なケースが多くなっています。

一方、2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人のつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

こうした地域をとりまく環境の変化に対応するため、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創ることのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備する必要性が一層高まっています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた国の動向

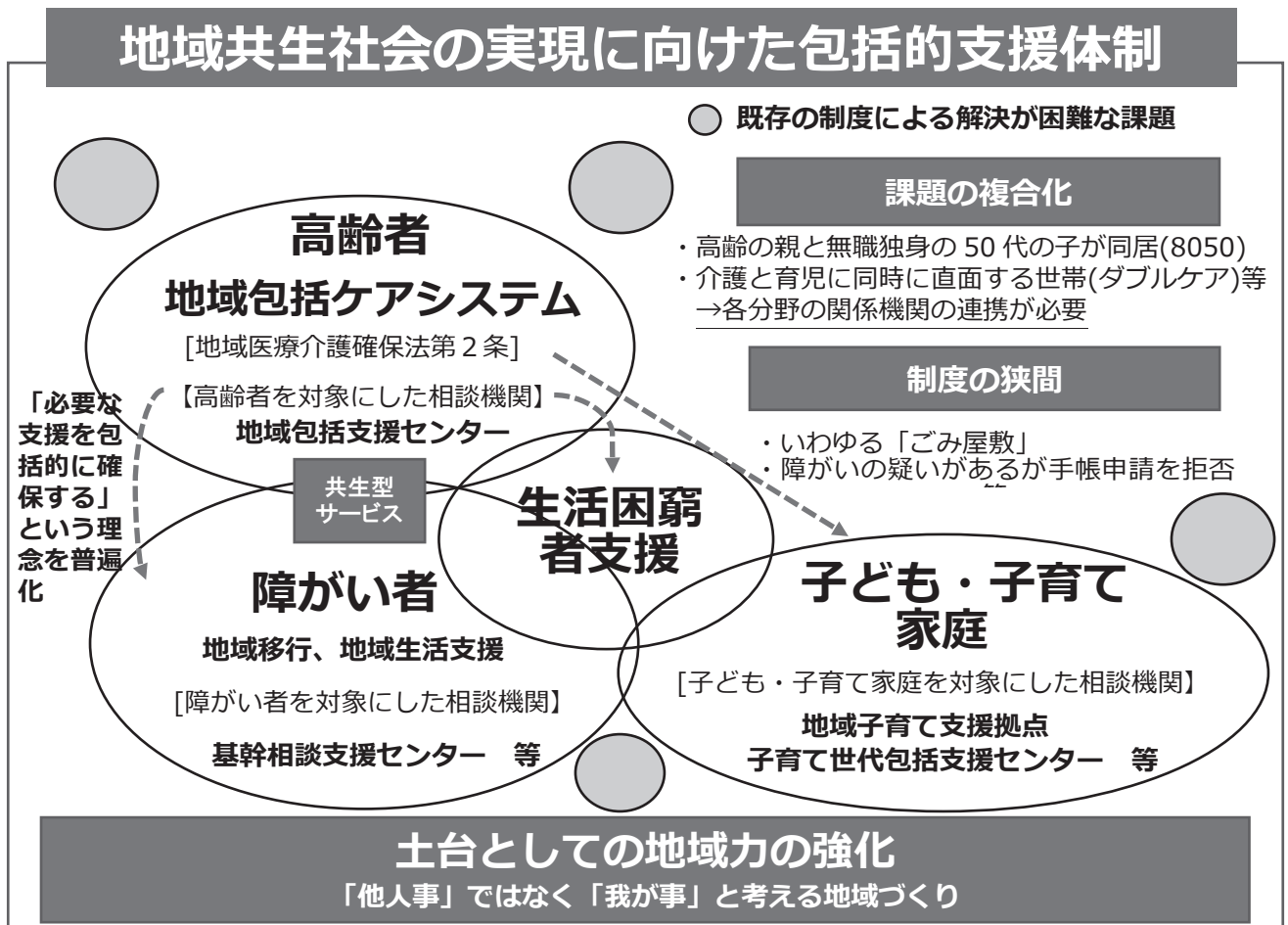
国は、2016（平成 28）年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、「地域共生社会」の実現を目指しています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組への支援と、地域での課題を公的なサービスにつなげていくために縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進めていくことが求められています。

この取組を実施するため、2017（平成 29）年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部改正が行われ、市町村においては、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。

今後、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムにおいても、他分野の機関同士の連携がより重要となり、高齢者のみならず、「必要な支援を包括的に確保する」という理念の普遍化により、すべての人を対象とした新たな支え合いの体制整備を進める必要があります。

図1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



出典：厚生労働省

(3) 地域福祉の推進

① 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、行政などが連携し、地域における様々な活動が活性化するとともに、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとする事です。

② 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく、地域福祉を推進するための指針となる計画で、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めるものです。

また、社会福祉法第106条の3第1項において、①住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備すること、②住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止

める体制を整備すること、③多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築することが定められています。

③地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となって策定する計画です。

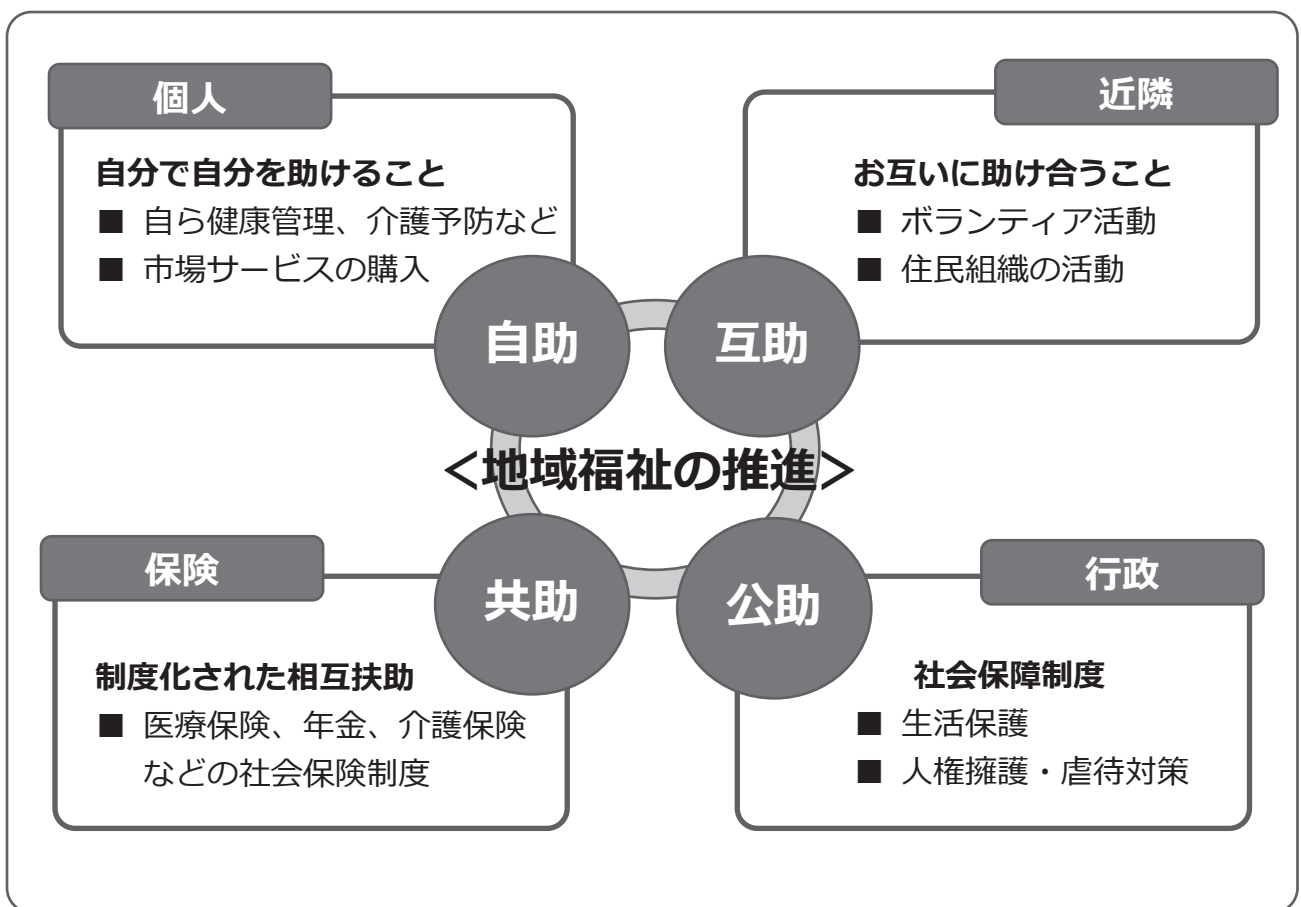
一般的には、市民、団体、事業者などが相互に協力して、市民の立場から地域福祉の推進を計画的、効果的に行うための具体的な行動と関係機関の役割分担などを定めた行動計画となります。

④4つの助（自助・互助・共助・公助）

「地域福祉」を推進するためには、市民、地縁団体、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。

図2 4つの助のイメージ図



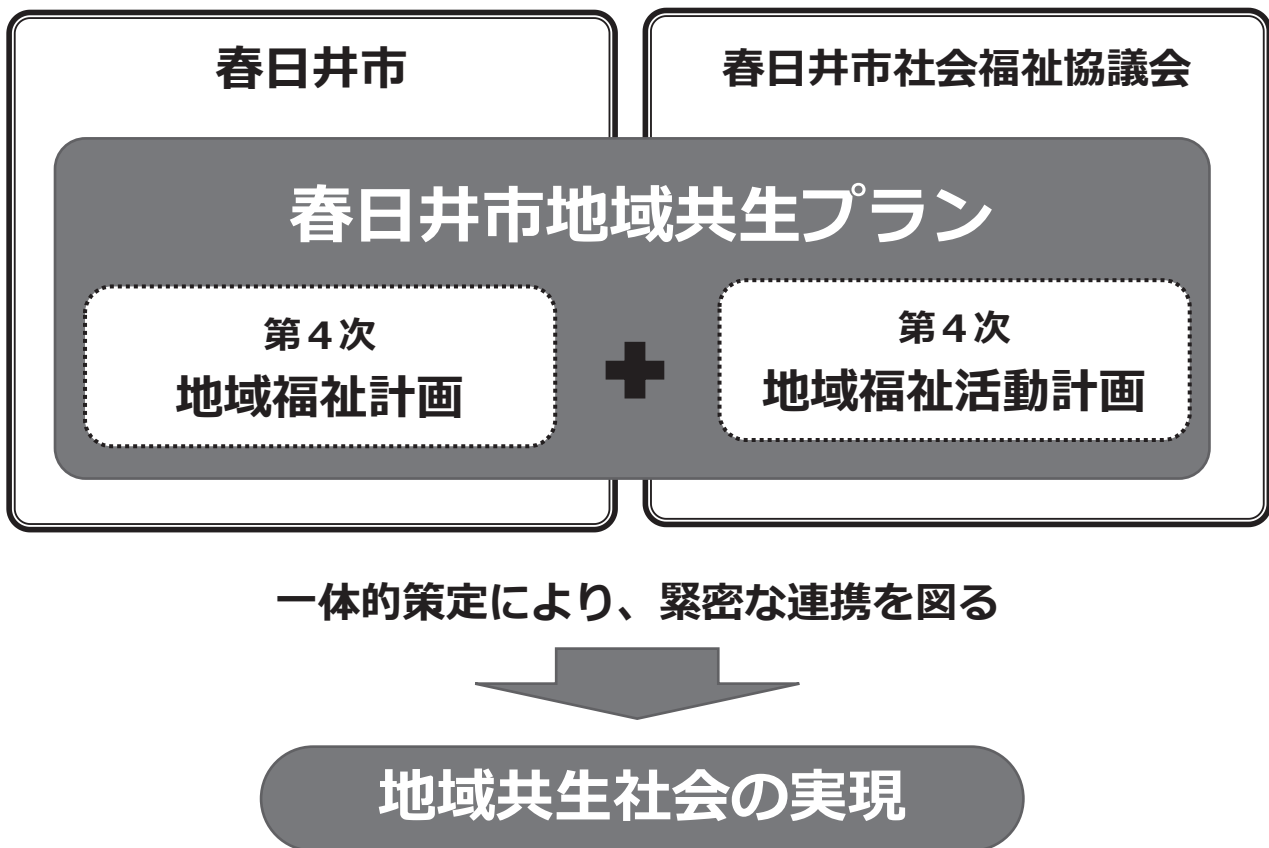
（４）計画策定の趣旨～市と社会福祉協議会の一体的な地域福祉の推進～

春日井市では、これまで市の策定した「春日井市地域福祉計画」と、春日井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）の策定した「春日井市地域福祉活動計画」の2つの計画で、相互に連携をとりつつ地域福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、「地域共生社会」を実現するためには、市と地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が一体となって、共通の理念や施策の方向性のもとに、地域福祉の推進を図ることがより望ましいといえます。

このため、両計画の第3次計画が2019年度で計画期間を終了することに伴い、これまでの取り組みの成果と課題を振り返り、また、社会情勢の変化や春日井市内の状況を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で「春日井市地域福祉計画」と「春日井市地域福祉活動計画」を見直し、市と市社会福祉協議会の緊密な連携のもとで、今まで以上により積極的に地域福祉の推進を図るため、第4次計画を「春日井市地域共生プラン」として一体的に策定することとしました。

図3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定のイメージ図



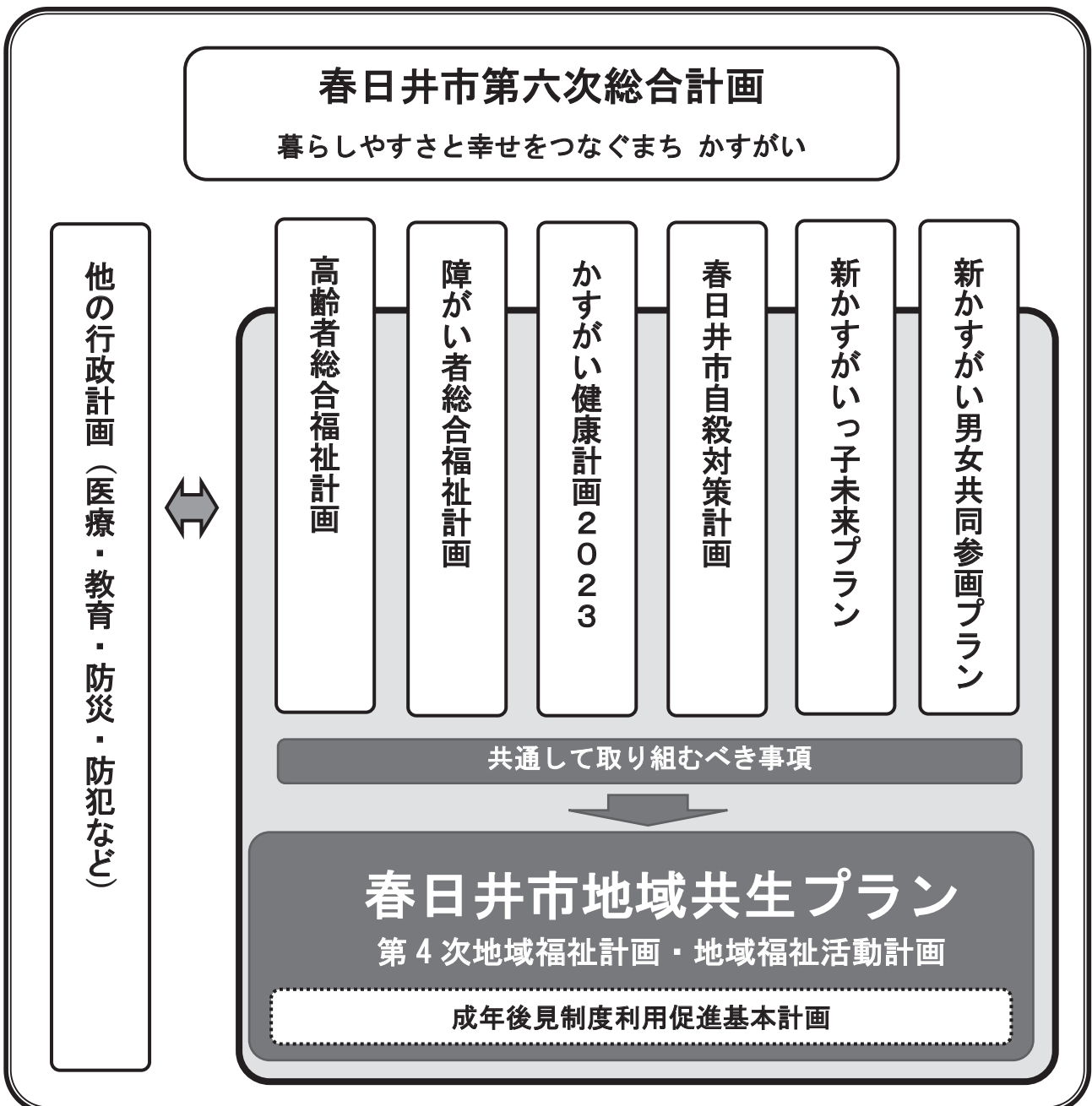
2 計画の位置付け

本計画は、第六次春日井市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、当市の地域福祉を推進する指針となるものです。

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める基盤となる計画で、福祉のみならず、医療、保健、教育、防災、防犯など市民生活全般の各分野との整合性や連携を意識したものとします。

また、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人を地域社会で支えるため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

図4 春日井市地域共生プランと他の計画との関係図



3 計画の期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じて見直します。

| 年度 計画名 | 2020 (令和2) | 2021 (令和3) | 2022 (令和4) | 2023 (令和5) | 2024 (令和6) | 2025 (令和7) | 2026 (令和8) | 2027 (令和9) | 2028 (令和10) | 2029 (令和11) |
|-----------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 春日井市総合計画 | 基本計画（2018～2027年度） | | | | | | | | 次期計画 | |
| | 基本構想（2018～2037年度） | | | | | | | | | |
| 春日井市地域共生プラン | 第4次計画 | | | | | 第5次計画 | | | | |
| 春日井市高齢者総合福祉計画 | 7期 | 第8期計画 | | | 第9期計画 | | 第10期計画 | | | |
| 春日井市障がい者総合福祉計画 | 4次 | 第5次計画 | | | 第6次計画 | | 第7次計画 | | | |
| かすがい健康計画2023 | 改定版（2019～2023年度） | | | | 次期計画 | | | | | |
| 春日井市自殺対策計画 | 改定版（2019～2023年度） | | | | 次期計画 | | | | | |
| 新かすがいっ子未来プラン | 第2次計画 | | | | | 第3次計画 | | | | |
| 新かすがい男女共同参画プラン | 改訂版（2018～2021年度） | | 次期計画 | | | | | | | |
| 愛知県地域福祉支援計画（健康福祉ビジョン） | 2020 | 次期計画 | | | | | | | | |

第2章 数値でみる春日井市の状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口

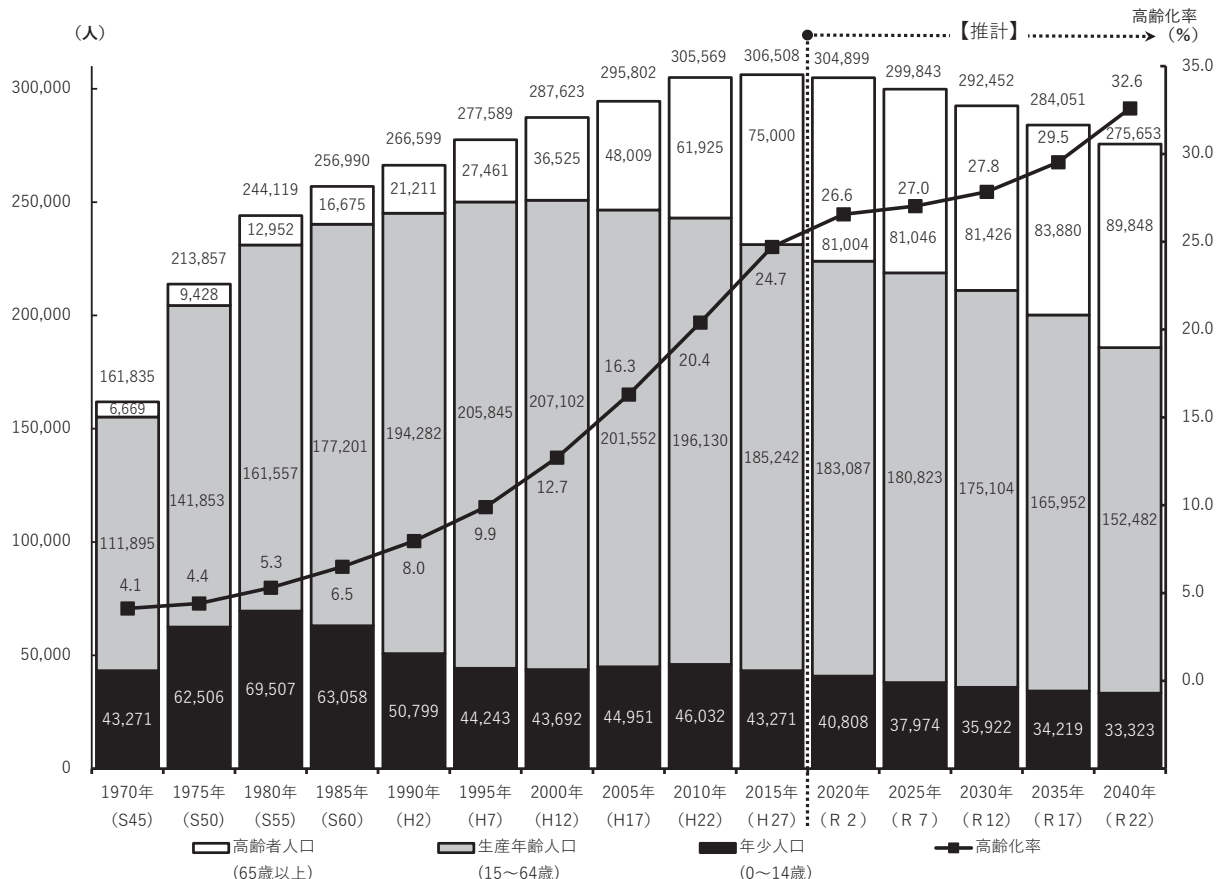
① 人口と高齢化率の推移

当市の人口は、1970年代に急激に増加し、1980（昭和55）年以降は、現在に至るまで緩やかに人口が増加し続けてきましたが、2015（平成27）年をピークに減少に転じると推計されています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（14歳以下の人口）は1980（昭和55）年以降減少傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳の人口）は2000（平成12）年以降減少が続いています。一方で、高齢者人口は増加し続け、少子高齢化が一層進行することが見込まれます。

高齢化率（65歳以上の割合）は、2000（平成12）年には12.7%でしたが、2010（平成22）年には20%を超え、2015（平成27）年には24.7%となり、2040年には32.6%になると推計されています。

図5 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



※総数には年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除く合計値に対する割合

出典：2015年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在） 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成30年3月推計）

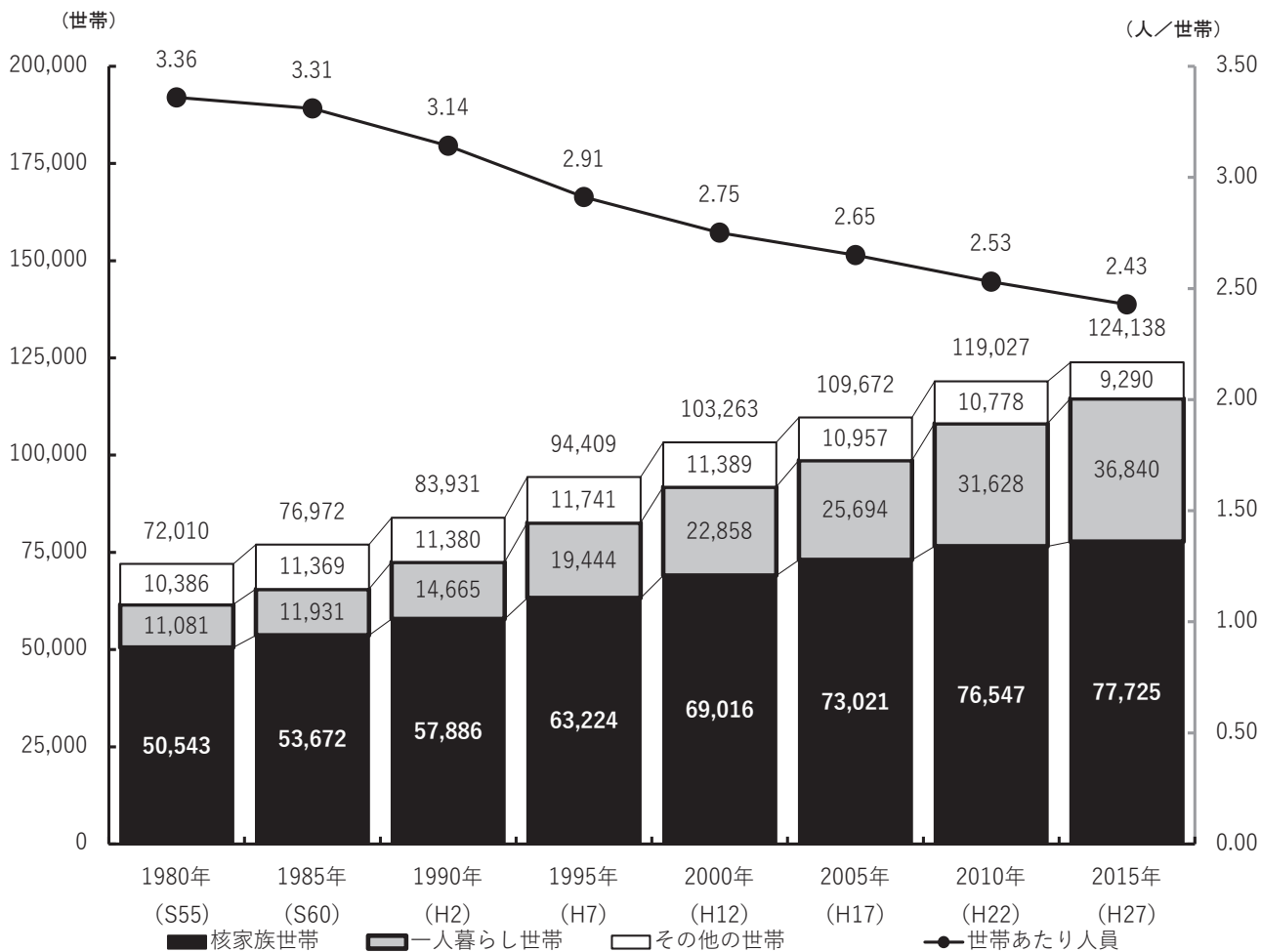
(2) 世帯

① 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、2015(平成 27)年現在、124,138 世帯となっています。人口増を上回る伸びで世帯数が増加していることから、世帯あたりの人員は減少傾向にあり、1980 (昭和 55) 年の 3.36 人から、1990(平成 2)年には 3.14 人、1995(平成 7)年には 3 人を下回り、2015(平成 27)年には 2.43 人となっています。

また、家族類型別の世帯数の推移をみると、「その他の世帯 (三世帯世帯など)」が減少している一方で、「核家族世帯」「一人暮らし世帯」が増加しており、特に「一人暮らし世帯」が大きく増加しています。

図 6 世帯の家族類型別と世帯あたり人員の推移



総数には家族類型「不詳」を含む

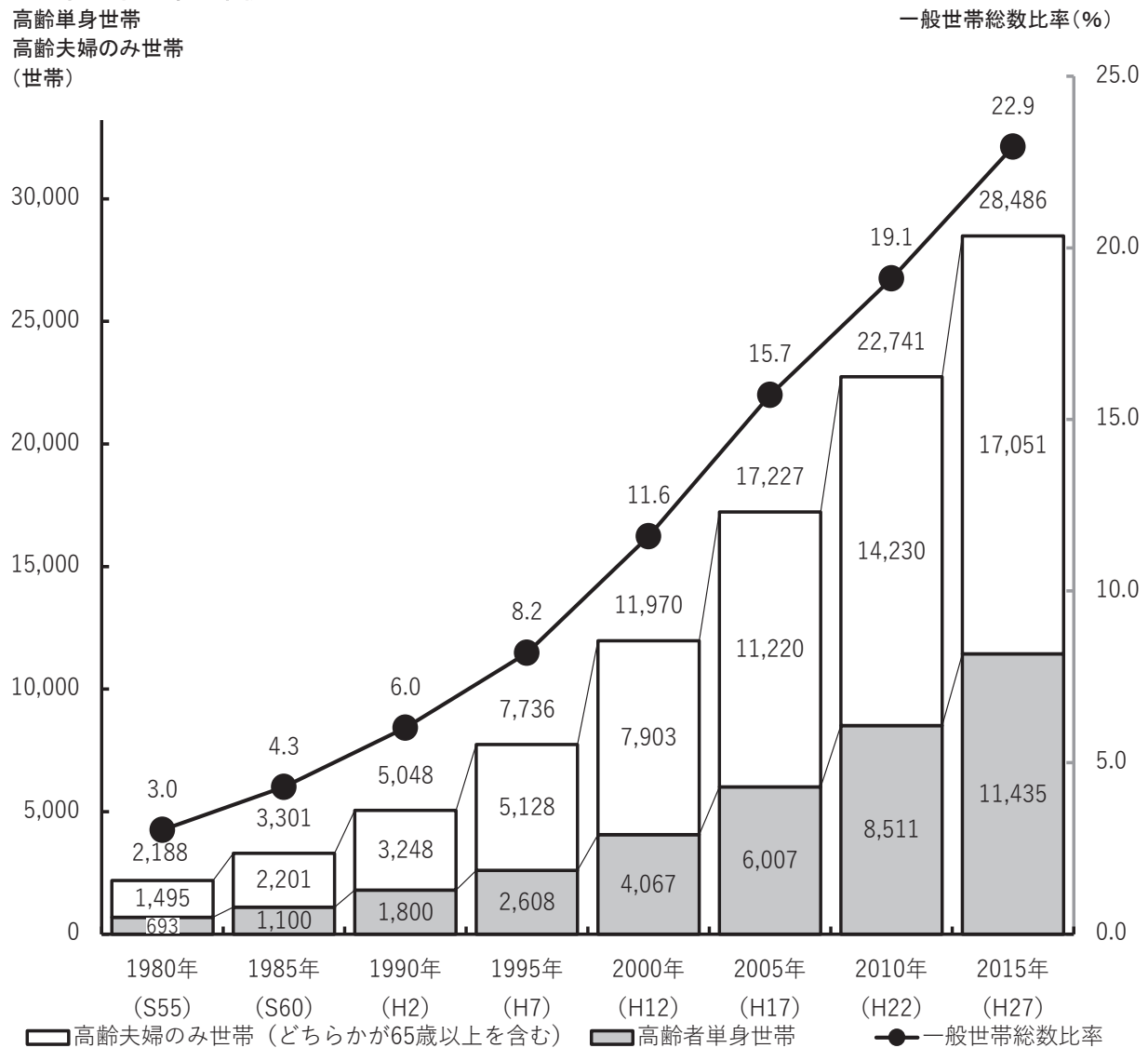
出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 高齢者のいる世帯数の推移

「高齢者単身世帯」と「高齢夫婦のみ世帯（どちらかが65歳以上を含む）」を合わせた世帯数は、1980(昭和55)年には2,188世帯でしたが、2000(平成12)年には11,970世帯、2015(平成27)年には28,486世帯となり、35年間で約13.0倍と大きく増加しています。

また、一般世帯全体に対する割合は、1980(昭和55)年には3.0%でしたが、2015(平成27)年には22.9%となっています。

図7 高齢者世帯の推移



出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 要介護者等の状況

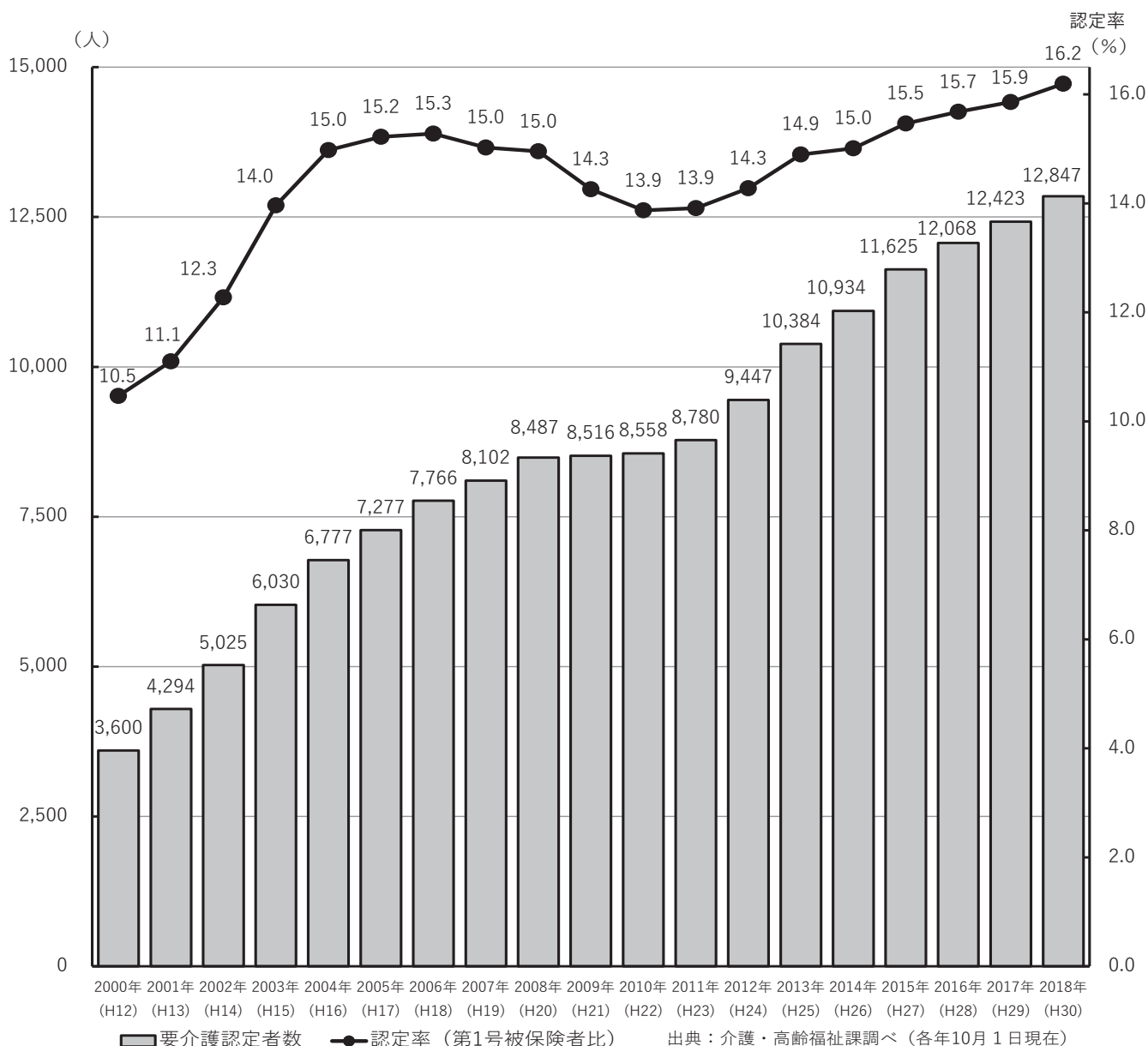
(1) 要介護認定者

① 要介護認定者数

要介護認定者数（要支援を含む）は、介護保険制度が開始した2000(平成12)年から2008(平成20)年にかけて大きく増加し、その後、数年間横ばいで推移しましたが、再び増加しています。

認定率（第1号被保険者数に対する認定者数の割合）は、2000(平成12)年には10.5%でしたが、制度開始の数年間で15%台となり、一旦、減少に転じたものの再び上昇し、2018(平成30)年には16.2%となっています。

図8 要介護認定者数の推移

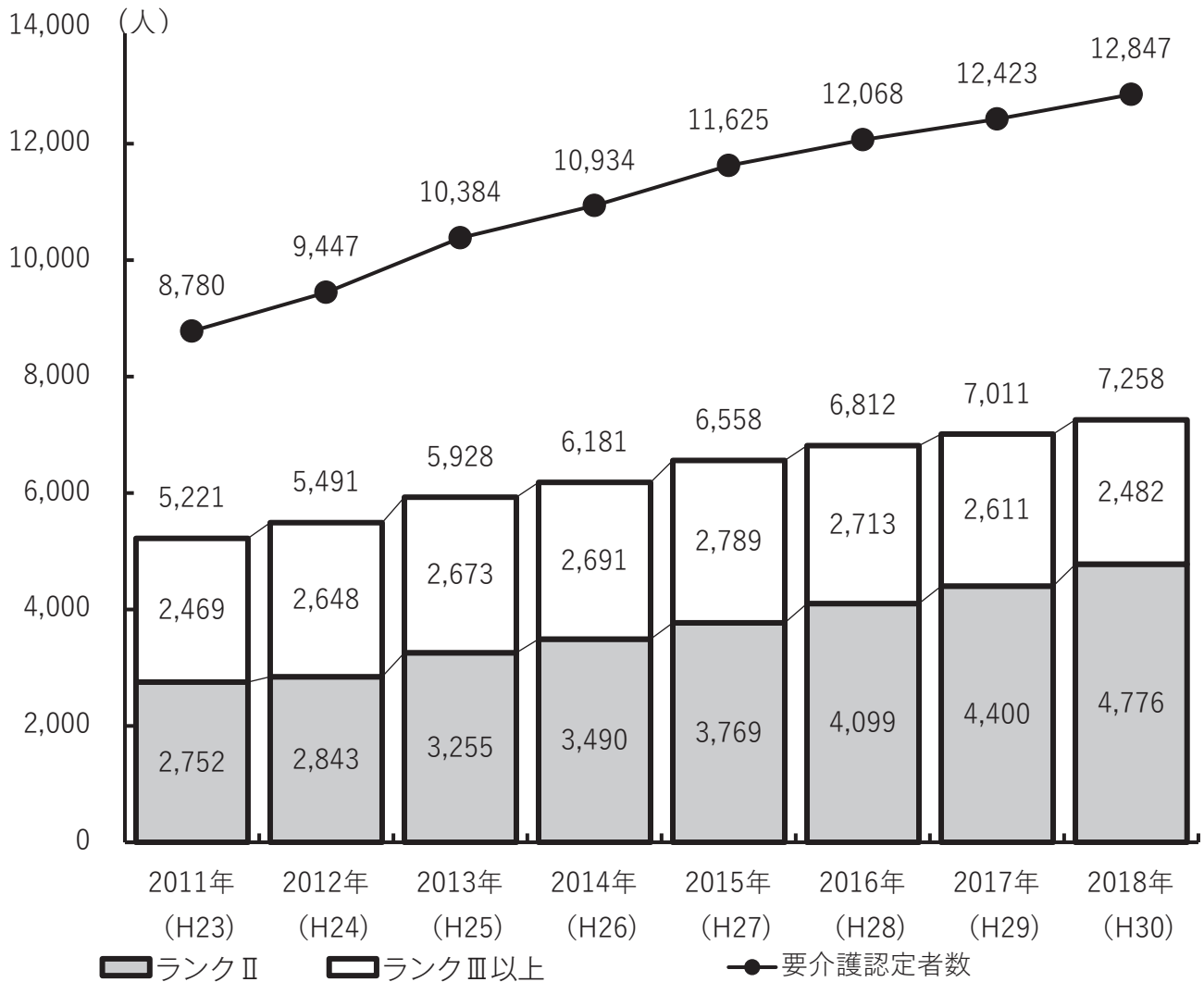


②認知症高齢者数

高齢者数の増加、要介護認定者数の増加にともない認知症高齢者数も増加しており、2018(平成30)年には、要介護認定者の56%程度が、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡ以上となっています。

ランクⅢ以上は2015(平成27)年以降減少していますが、ランクⅡは大きく増加しています。

図9 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡ以上の推移



出典：介護・高齢福祉課調べ（各年10月1日現在）

【参考】

- ・ランクⅠ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- ・ランクⅡ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- ・ランクⅢ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
- ・ランクⅣ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- ・ランクⅤ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

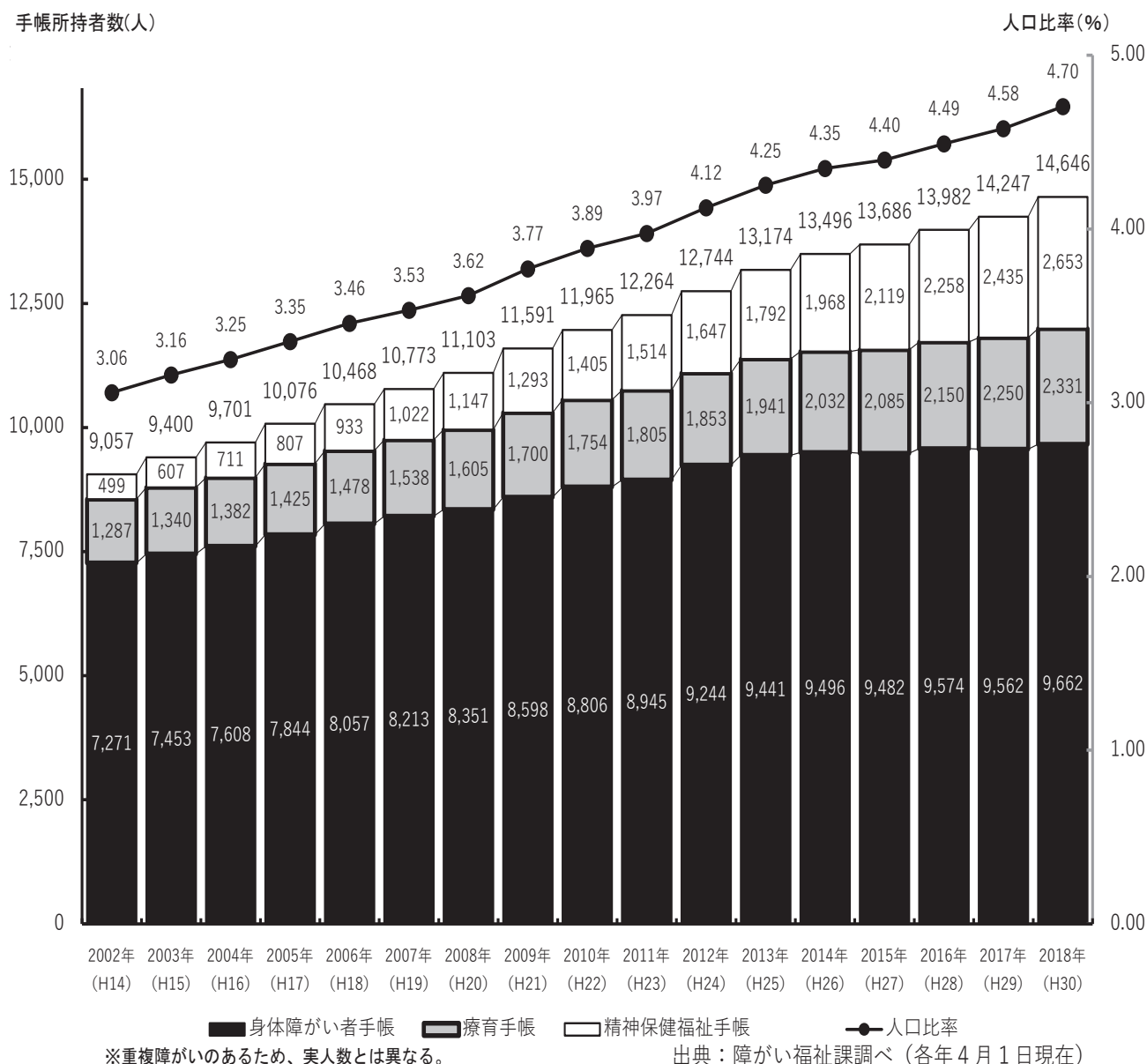
(2) 障がいのある人（各種障がい者手帳所持者等）

各種障がい者手帳所持者数は、増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

2018(平成 30)年度末現在、身体障がい者手帳所持者数は 9,662 人、療育手帳所持者数（知的障がい）は 2,331 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 2,653 人で、これらを合わせた手帳所持者数 14,646 人です。

重複障がいがあるため、単純計算はできませんが、人口の 4.70%が何らかの障がいを有しています。

図 10 障がい者手帳所持者数の推移



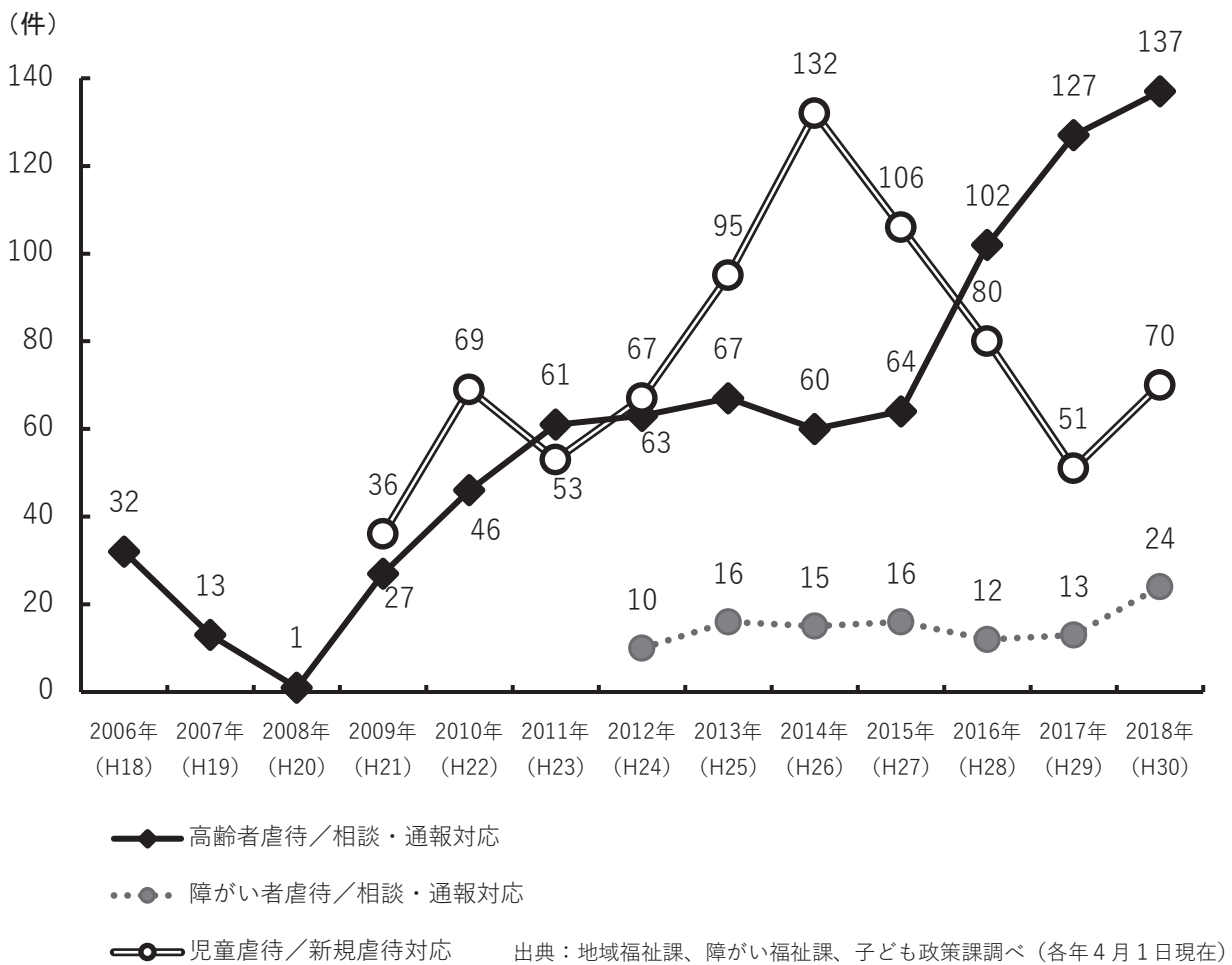
(3) 虐待通報・相談対応

高齢者への虐待の相談・通報件数は増加傾向にあり、2018(平成30)年度は137件となっています。

障がい者への虐待の相談・通報件数は、2017(平成29年)度までは15件前後で推移していましたが、2018(平成30年)度は24件に増加しています。

児童への虐待の新規件数は、年度により差がみられ、2014(平成26)年度は最も多く、132件でした。

図11 対象別虐待対応件数の推移

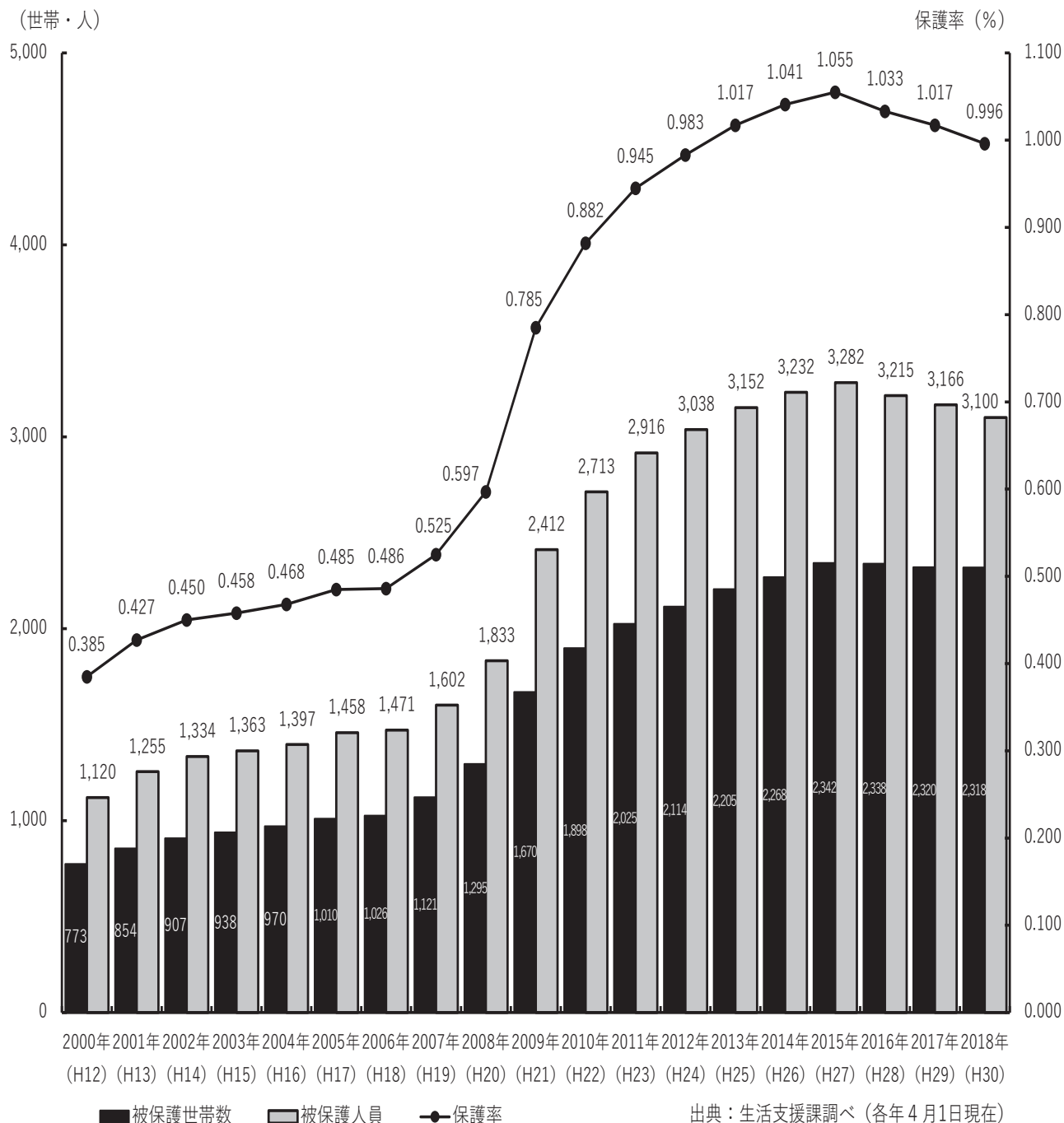


(4) 生活保護世帯数

生活保護の被保護世帯数・人員は、リーマンショックのあった2008(平成20)年度以降急増しましたが、2015(平成27)年度以降減少傾向にあります。

2018(平成30)年度末現在、被保護世帯数は2,318世帯、被保護人員は3,100人で、保護率(総人口比率)は、0.996%です。

図12 保護世帯・被保護人員の推移

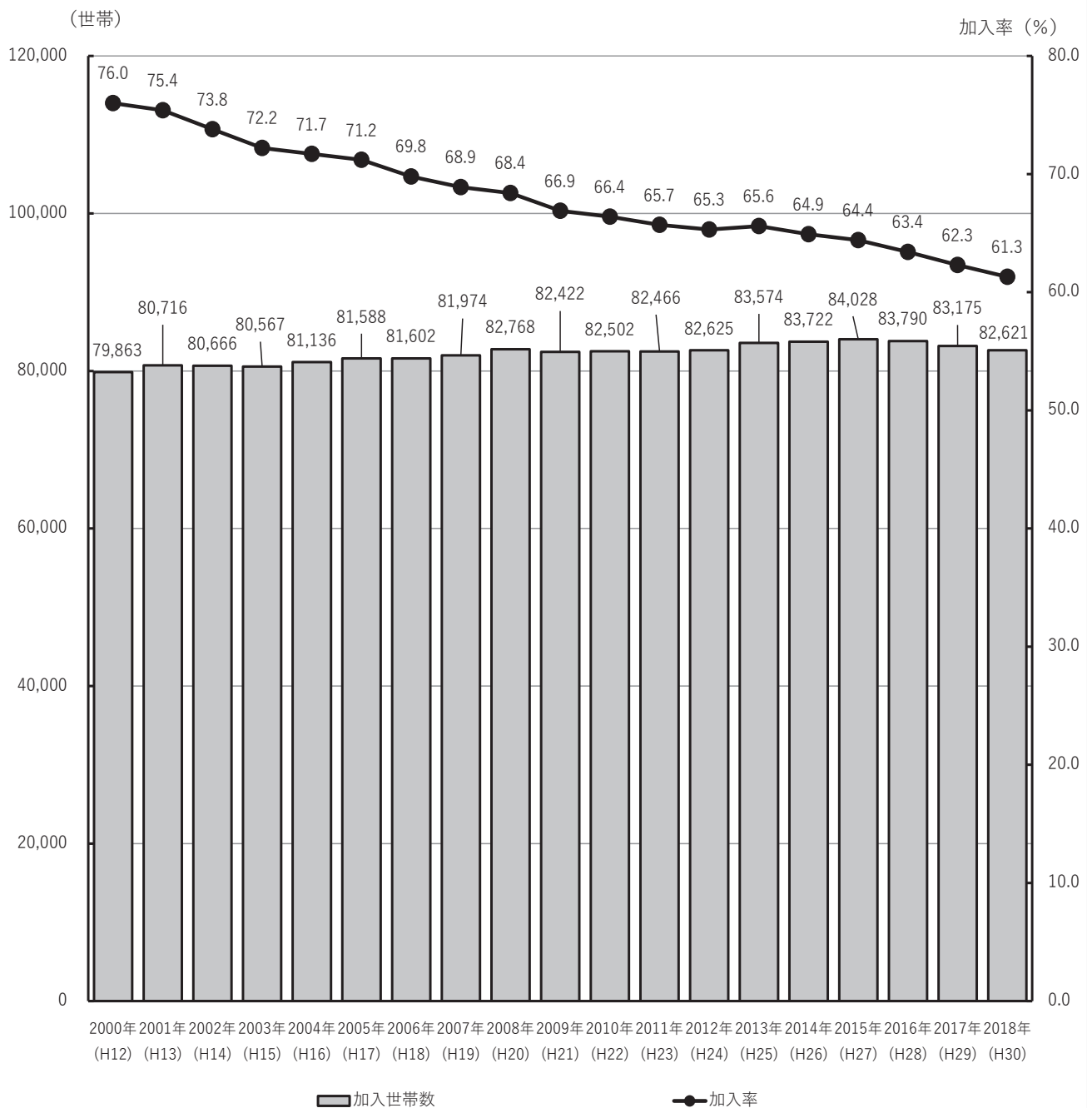


3 地域活動団体の状況

(1) 区・町内会・自治会などの加入率

区・町内会・自治会などの加入世帯数は横ばいで推移していますが、加入率は減少傾向にあり、2018(平成30)年現在、61.3%で、2000(平成12)年と比べて約15ポイント減少しています。

図13 区・町内会・自治会の加入推移



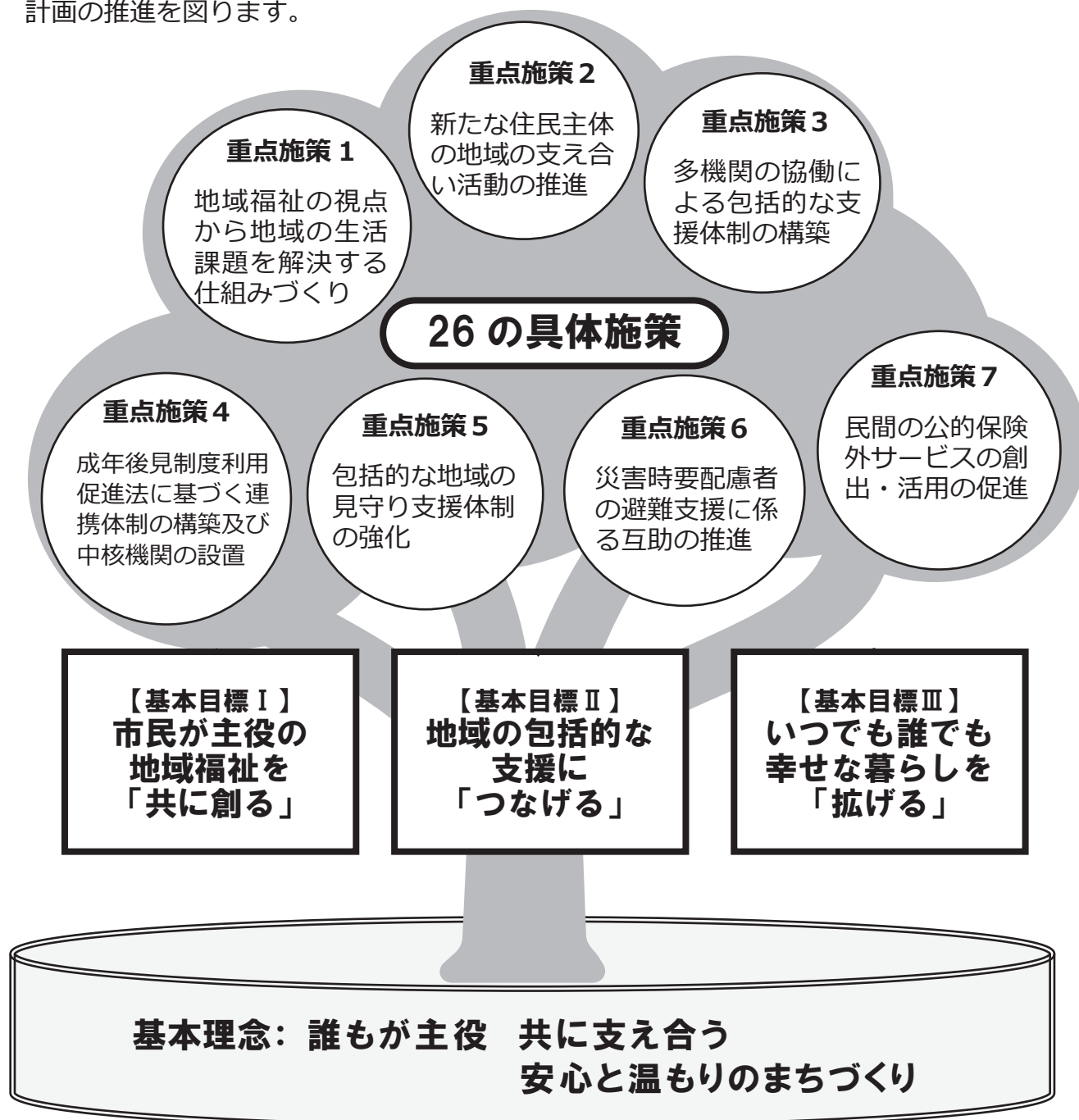
出典：市民活動推進課調べ（各年4月1日現在）

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念・重点施策

当市で暮らす誰もが世代を超えて「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるように地域の支え合い活動の推進と地域活動の活性化を図り、市民一人ひとりが主役となる「地域福祉」を共に創ります。また、地域における包括的な相談支援体制を構築し、適切な支援につなげるとともに、身近な「幸せ」な暮らしを拡げてまいります。

計画の基本理念を「誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり」と定め、「3つの基本目標」のもと、「7つの重点施策」と「26の具体施策」に取り組み、計画の推進を図ります。



2 基本目標

基本目標Ⅰ 市民が主役の地域福祉を「共に創る」



共に創る

世代を超えて誰もが「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるように、地域福祉の視点から地域の生活課題を解決する仕組みづくりや、住民主体の地域の支え合い活動を推進するとともに、地域活動の活性化を図り、市民一人ひとりが主役となる地域福祉を「共に創り」ます。

基本目標Ⅱ 地域の包括的な支援に「つなげる」



つなげる

市民が生活課題に直面したときに気軽に相談できる環境をつくり、適切な支援につなげる体制づくりを進めます。また、支援を必要としている人を早期発見するとともに複合的な課題に対して、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など各分野を横断する包括的な相談体制を構築し、適切な支援に「つなげる」ようにします。

基本目標Ⅲ いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

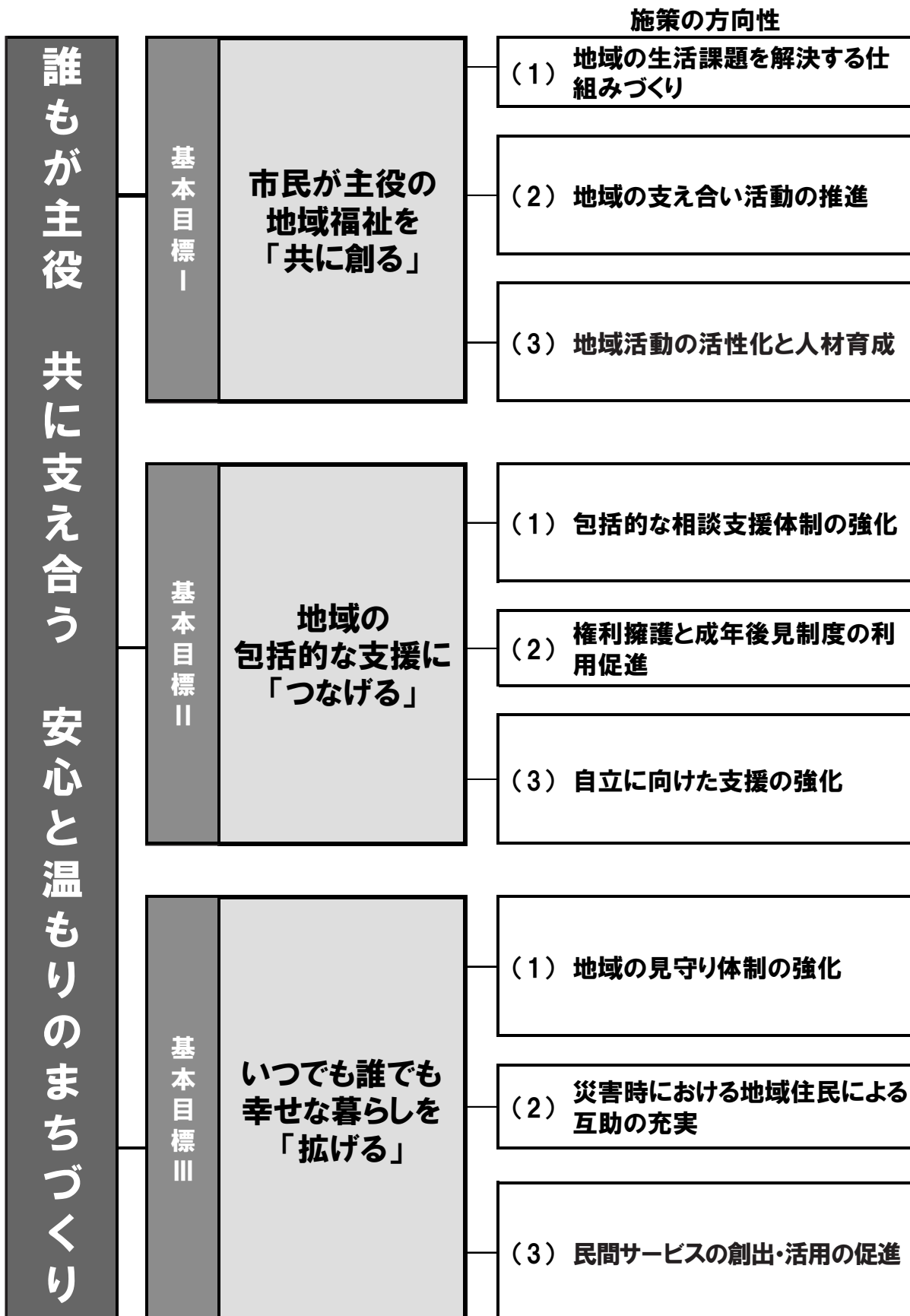


拡げる

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会的な孤立の防止や、認知症高齢者の支援など、地域見守り体制を強化するとともに、災害時における互助を推進します。

また、民間の公的保険外サービスを創出・活用するなど、いつでも誰もが身近な「幸せ」を感じる暮らしを「拡げる」ようにします。

3 施策の体系



具体施策

重点施策

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域協議会・地域ケア会議などを活用した地域づくり ② 地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の推進 | <p>地域福祉の視点から地域の生活課題を解決する仕組みづくり</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ③ 住民主体の先進的な地域福祉活動の推進 ④ 住民主体の通所型サービスや地域の集いの場の充実 ⑤ 住民主体の訪問型サービスや地域の互助活動の推進 | <p>新たな住民主体の地域の支え合い活動の推進</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 地区社会福祉協議会、町内会などの地縁団体への活動支援 ⑦ ボランティア、NPOなどの地域活動・交流支援 ⑧ 学校、地域などへの「福祉共育」の充実と人材育成 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 各分野の相談支援機関の連携の強化 ⑩ 相談員の質の向上 ⑪ 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 | <p>多機関の協働による包括的な支援体制の構築</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 地域連携ネットワークの構築と権利擁護 ⑬ 成年後見制度の利用促進 | <p>成年後見制度利用促進法に基づく連携体制の構築及び中核機関の設置</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 制度の狭間となる課題への対応 ⑮ 生活困窮者の自立支援 ⑯ 再犯防止、更生保護活動への支援 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑰ 子どもや孤立死防止などの地域見守り体制の確保 ⑱ 認知症高齢者等の見守り支援 ⑲ 虐待の早期発見と防止体制の強化 ⑳ 防犯活動の支援、消費者被害などの防止 | <p>包括的な地域の見守り支援体制の強化</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 災害時要配慮者への避難支援 ㉒ 防災ボランティアの活動支援 | <p>災害時要配慮者の避難支援に係る互助の推進</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ㉓ 社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の活用 ㉔ 産学官民の連携の推進 ㉕ 公的保険外サービスの創出・活用 ㉖ 高齢者、障がい者などの移動支援の検討 | <p>民間の公的保険外サービスの創出・活用の促進</p> |

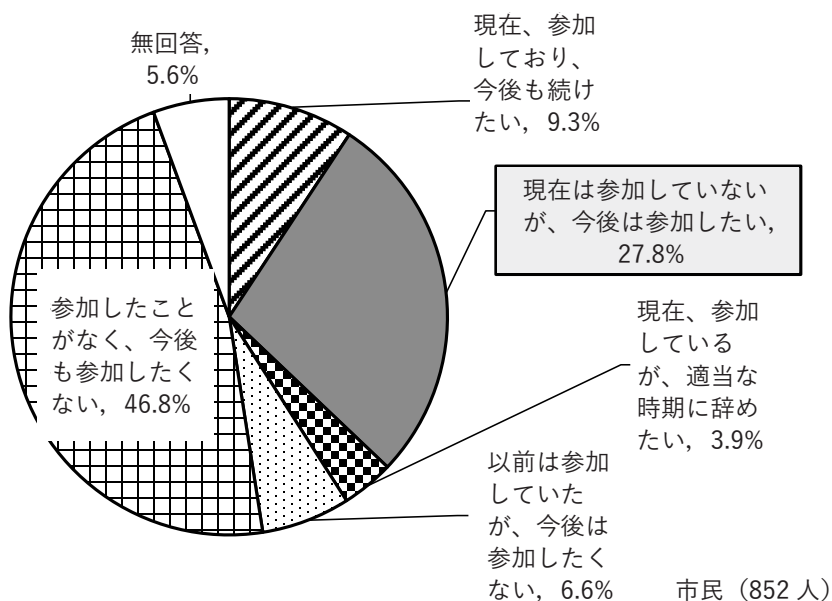
第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 市民が主役の地域福祉を「共に創る」

【アンケート調査結果等からみた現状と課題】

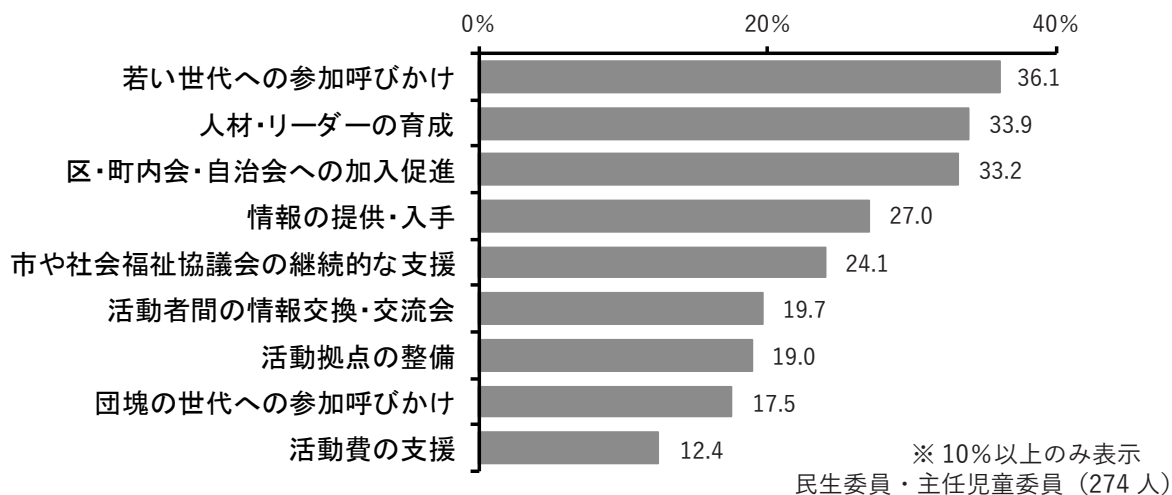
○ボランティアや地域活動への参加のきっかけづくりが必要

市民アンケート調査によると、ボランティア活動や地域活動への参加意向は、「参加したことがなく、今後も参加したくない」が半数弱と最も多いものの、「現在は参加していないが、今後は参加したい」が3割弱で、特に50歳代での割合が高くなっています。これらの層を含めた地域活動への参加のきっかけづくりが必要です。



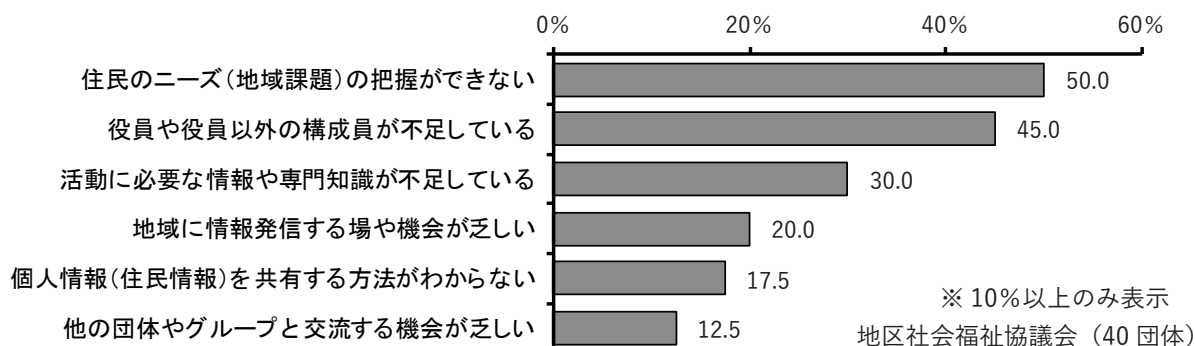
○地域活動の輪を拡げるためには「若い世代への呼びかけ」等が必要

民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査によると、地域活動の輪を拡げていくために必要なことについて、3人に1人が「若い世代への参加呼びかけ」「人材・リーダーの育成」「区・町内会・自治会への加入促進」をあげており、これら地縁団体の地域活動への支援が必要です。



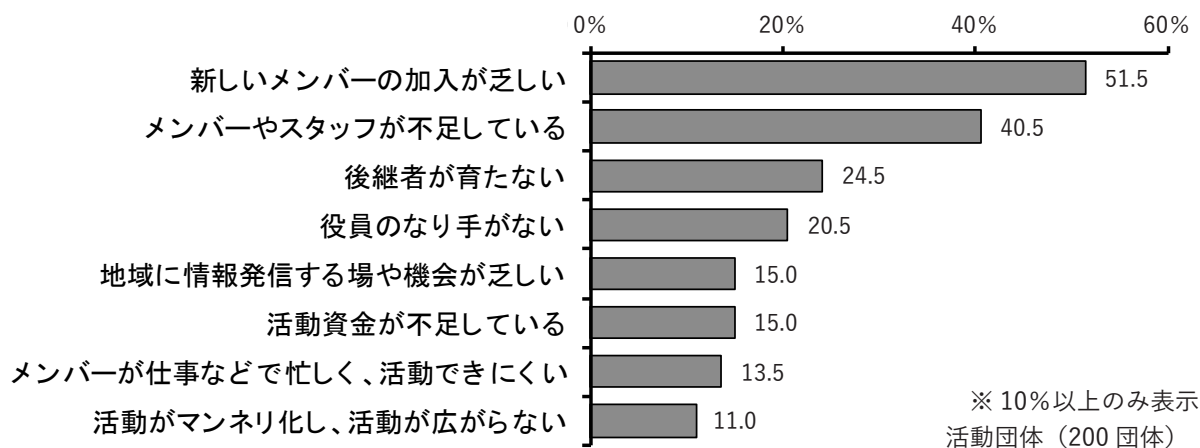
○地域課題に関する把握や情報提供が必要

地区社会福祉協議会アンケート調査によると、「住民のニーズ（地域課題）の把握ができない」が5割、「活動に必要な情報や専門知識が不足している」が3割であることから、地域課題や活動に関する適切な情報提供が必要です。



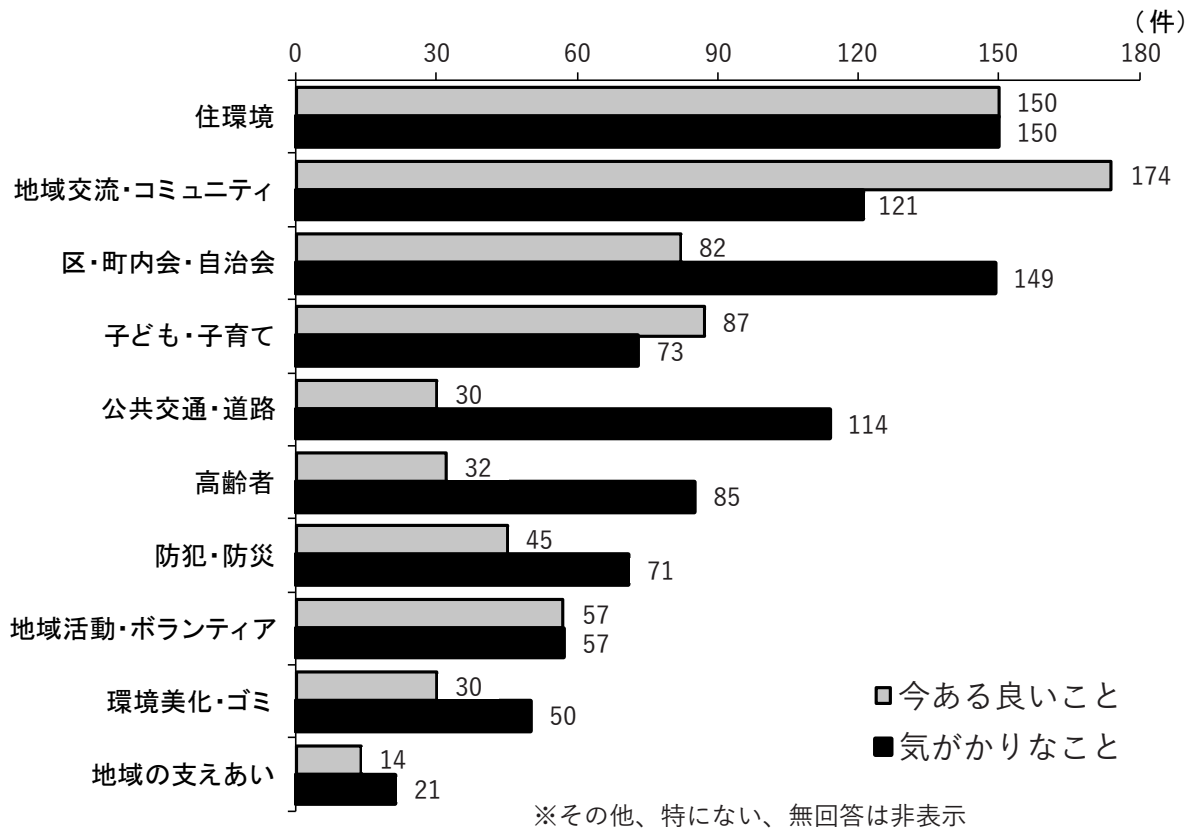
○活動団体では「新メンバー」「スタッフ不足」で困っている

活動団体アンケート調査によると、活動を行ううえで困っていることは、「新しいメンバーの加入が乏しい」が5割強、次いで「メンバーやスタッフが不足している（高齢化、世代や男女の偏り）」が4割と、3位以下と大きな差がみられます。一方、地域活動に参加したいと思っている市民が一定程度いることから、両者の橋渡しが必要です。



○地域の生活課題解決の鍵は「地域交流・コミュニティ」「区・町内会・自治会」

住民座談会では「地域交流・コミュニティ」「区・町内会・自治会」に関して、問題意識や関心が高いことから、地域福祉推進の鍵は「地域交流・コミュニティ」「区・町内会・自治会」等と言えます。



認知症の理解をめざして「RUN 伴 in 春日井」を開催

認知症にやさしいまちをめざし、想いを「タスキ」をつなぐ！

2019（令和元）年9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせて、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指して、認知症の方や家族、地域の住民、医療・介護の関係者などがタスキをつないで伴に走る、「RUN 伴 2019 in 春日井」が行われました。

集まったランナーは総勢で118名。市内3か所の出発地点では、ランナーを応援する演説やフラダンスなどの華やかなセレモニーが行われ、認知症の方がみえる施設や地域の病院、薬局、商店などを中継して、ゴールの落合公園を目指しました。



途中の中継ポイントでは施設利用の方や職員、地域住民がドリンクやお菓子等を配って、激励してくださいました。

「これ飲んでいって」、「頑張っってね」と初めて会った方同士が声を掛け合ったり、助け合ったりする姿は、これから目指したい地域共生社会そのものでした。

ランナーが落合公園に着くと多くの人たちに拍手で迎えられゴールしました。落合公園では、高齢者が行方不明になった場合にスマートフォンを使って検索する「かくれんぼゲーム」や、認知症の理解を深めるための「クイズコーナー」などが用意され、500名のイベント参加者が楽しんでいました。

フィナーレは会場全体をオレンジのTシャツで埋めつくした「RUN 伴じゃんけん」が行われ、皆の気持ちが一つになる瞬間を感じました。

RUN 伴の出会いを機会に、認知症にやさしいまちを日常に！

RUN 伴は、認知症の方やご家族と地域住民が出会い、一緒にイベントを楽しむことで「認知症」を身近に知る良い機会になったのではないのでしょうか。イベントの日が特別ではなく、認知症にやさしいまちが日常になっていくことを目指して、今後も、RUN 伴春日井を続けていきたいと思えます。



【施策の方向性】

（１）地域の生活課題を解決する仕組みづくり

地域に暮らす誰もが支え、支え合う「地域共生社会」を実現するためには、地域住民が「我が事」として地域活動に参加し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合うことが大切です。

地域協議会や地域ケア会議などを通じて、住民が主体的に地域の生活課題などを話し合い、解決を試みることができる仕組みづくりを構築するとともに、「地域福祉コーディネーター」が課題解決に向けた地域福祉活動を支援します。

重点施策 1

地域福祉の視点から地域の生活課題を解決する仕組みづくり

（市全体）地域福祉計画推進協議会・地域包括ケア推進協議会 など

地域ケア会議など

生活支援体制

地域の生活課題などの
市の施策への反映

地域協議会
（日常生活圏域単位）

地域福祉コーディネーター※

地域ケア会議
（町内会など単位）

住民福祉座談会
（地区社会福祉協議会単位）

参画

支援

地区社会
福祉協議会

区・町内会
・自治会

住民主体
サービス
実施団体

老人クラブ

地域ケア個別会議
（個人・関係者単位）

民生委員・
児童委員、
主任児童委員

NPO

地域包括支援センター主催

地域の互助活動や
生活支援サービス

高齢者サロン

地域見守り

友愛訪問

認知症カフェ

認知症サポーター

搜索模擬訓練

ホームヘルプ
サービス

ちょっとお助け
サービス

買い物支援

※ より地域福祉を推進する役割を明確にするため、従来の「生活支援コーディネーター」の名称を変更し、「地域福祉コーディネーター」とします。

【具体施策】

① 地域協議会・地域ケア会議などを活用した地域づくり

地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員など、地域住民から構成する「地域協議会」や「地域ケア会議」などを通じて、住民が主体的に地域課題を把握し、解決するための体制の整備を進めます。

＜取組内容＞

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|---------------------|---|----------------------------|
| 1 | 地域ケア会議等の推進 | 地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携を強化し、地域ケア会議等の場で生活課題を把握し、その課題解決に住民が主体となり、取り組めるよう支援します。 | 市民 市 社協 ¹ |
| 2 | 地域課題の解決のための重層的な体制整備 | ①個別事例から地域課題を共有する「地域ケア個別会議」、②区・町内会・自治会、地区社会福祉協議会などを単位として地域課題の解決策を見出す「地域ケア会議」、「住民福祉座談会」、③日常生活圏域を単位として地域課題を共有する「地域協議会」、④市全体の課題を共有する「地域福祉計画推進協議会」、「地域包括ケア推進協議会」を重層的に開催し、地域課題の把握及び解決を図ります。 | 市 社協 |

② 地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の推進

地域における支え合い活動の推進役である「地域福祉コーディネーター」が中心となり、地域住民やNPOなど多様な人材と地域の情報を共有し、生活支援のニーズとサービス提供を調整するとともに、地域における支え合い活動など、地域福祉の推進を図ります。

＜取組内容＞

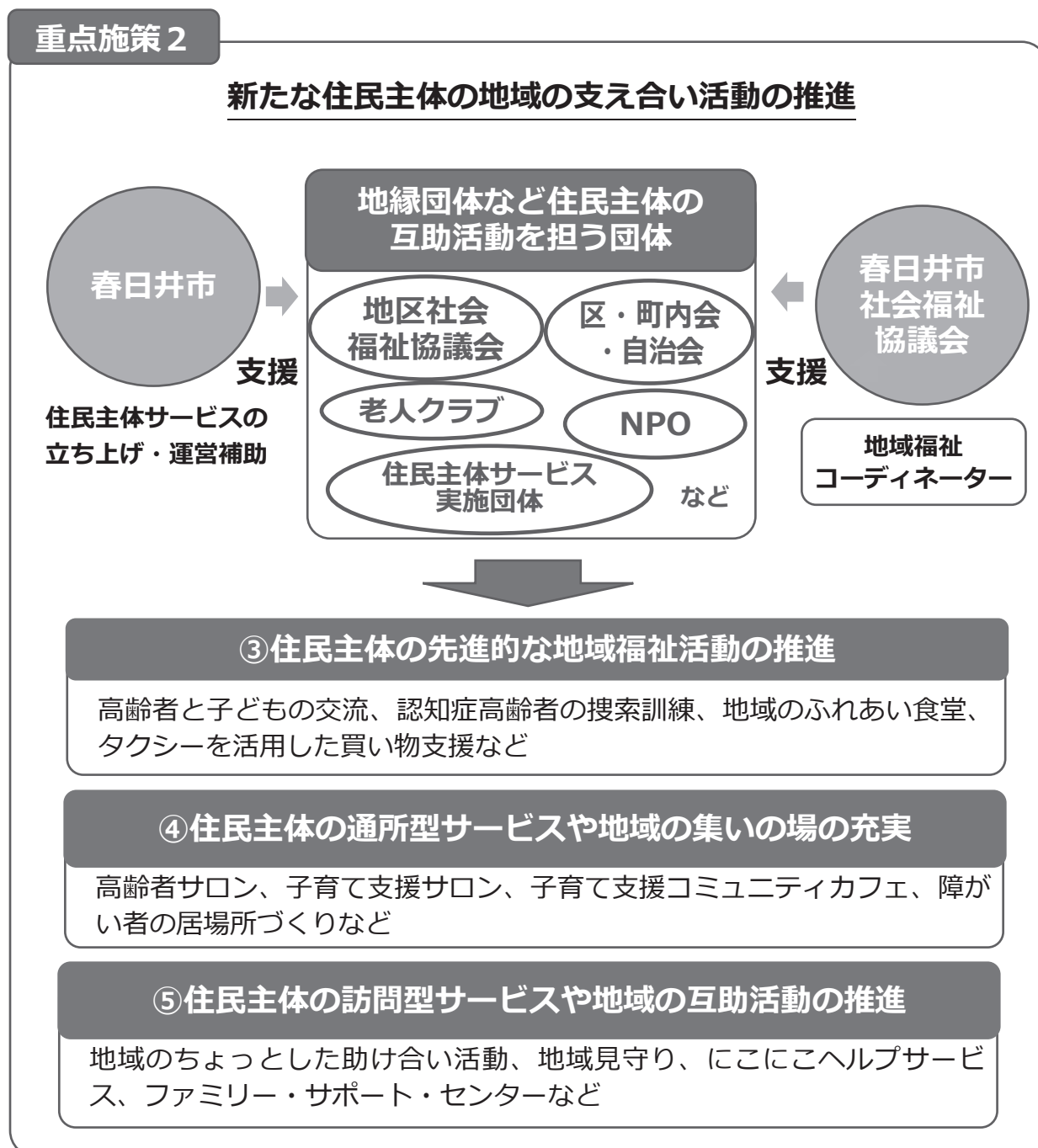
| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-----------------|--|---------|
| 3 | 地域福祉コーディネーターの配置 | 地域福祉コーディネーターを各日常生活圏域に計画的に配置し、生活支援や介護予防サービスの体制を整備するとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。 | 市 社協 |

¹ 取組内容の主体の欄における「社協」とは、春日井市社会福祉協議会のことを指しています。

【施策の方向性】

(2) 地域の支え合い活動の推進

誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らしていけるよう、住民主体の先進的な地域福祉活動への支援を行い、介護予防や健康づくり、就労や活躍の場、多世代交流や生きがいづくりの機会などを創出する多様な活動を支援します。また、高齢者サロンなどの地域の集いの場の充実や地域の互助活動を推進し、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図ります。



【具体施策】

③ 住民主体の先進的な地域福祉活動の推進

住民提案型の先進的な地域福祉活動や多世代交流事業など、地域住民が主体となって実施する各種事業の支援を行います。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|------------------|--|---------------|
| 4 | 住民提案型の地域福祉活動への支援 | 住民提案型の先進的な地域福祉活動に対し、地域住民と地域福祉コーディネーターが協働で事業を実施し、又は実施団体への助成を行います。 | 市民 市 社協 |
| 5 | 地域のやる気応援事業 | 「自分たちのまちを自分たちの力でよりよくしたい！」という想いを応援するため、区・町内会・自治会における地域課題を解決するための事業に助成を行います。 | 市民 市 |
| 6 | 多世代交流事業 | 子どもから高齢者までの多世代が交流する事業などを実施する団体などに対し、支援を行います。 | 市民 市 社協 |

④ 住民主体の通所型サービスや地域の集いの場の充実

地域住民が主体となって実施する、高齢者サロンや子育て支援サロンなどの通所型サービスや地域の集いの場を充実するため、実施団体などに支援を行います。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|---------------------------|---|---------------|
| 7 | 通所型の住民主体サービスの推進 | 介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、通所型サービスの立ち上げや運営に対し、規模や実施回数に応じて助成を行います。 | 市民 市 |
| 8 | 高齢者サロンによる買い物支援の推進 | 高齢者サロン等の事業の一環として、タクシー等を活用して参加者に買い物の機会を提供する団体に対し、助成を行います。 | 市民 市 社協 |
| 9 | 高齢者サロン、子育て支援サロン等の推進 | 地区社会福祉協議会が実施する高齢者サロンや子育て支援サロン等に対し、助成を行うとともに、地区社会福祉協議会間の情報交換や研修の機会を確保します。 | 市民 社協 |
| 10 | 地域の子育て応援事業（子育てサポートキャラバン隊） | 移動型の地域子育て支援の取組として、保育士などが、地域の公民館や子育て支援団体などの親子教室におもちゃを持ち込み、子育て支援サロンや子育て相談を行います。 | 市民 市 |

| | | | |
|----|------------------|--|-----|
| 11 | 子育て支援コミュニティカフェ事業 | 身近な保育園で未就園児の親子に対し、情報交換や交流の場の提供、育児相談を実施し、地域での子育てを支援します。 | 市民市 |
| 12 | 敬老会地域開催補助の推進 | 地域住民の敬老意識の高揚を図るため、区・町内会・自治会や地区社会福祉協議会などの地域団体が実施する敬老行事に助成を行い、高齢者と高齢者以外の地域住民の交流の機会を図ります。 | 市民市 |

⑤ 住民主体の訪問型サービスや地域の互助活動の推進

地域住民が主体となって実施する、買い物や掃除を始めとする生活支援などの訪問型サービスや地域における互助活動を推進します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-------------------|---|------|
| 13 | 訪問型の住民主体サービスの推進 | 介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、訪問型サービスの立ち上げや運営に対し、助成します。 また、高齢者サロンを基点とした地域のちょっとした助け合い活動に助成します。 | 市民市 |
| 14 | 地域見守り事業 | 地区社会福祉協議会が実施する高齢者、障がい者、子どもなど地域住民の定期的な見守りや軽易な日常生活支援に対し、助成します。 | 市民社協 |
| 15 | にこにこヘルプサービス事業等の推進 | ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯などに対し、市社会福祉協議会に登録した人が家事援助などの助け合い活動を行います。 | 市民社協 |
| 16 | ファミリー・サポート・センター事業 | 地域で安心して子育てができる環境をつくるため、「子育ての援助を受けたい人」と「援助をする人」が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら活動する有償ボランティアの組織を運営します。 | 市民市 |

【施策の方向性】

（3）地域活動の活性化と人材育成

地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、地区社会福祉協議会や区・町内会・自治会、老人クラブ、ボランティア、NPOなどへの活動支援や交流機会などを充実させるとともに、その担い手となる人材育成を図るため、学校や地域での「福祉共育」²を推進します。

【具体施策】

⑥ 地区社会福祉協議会、町内会などの地縁団体への活動支援

地区社会福祉協議会、区・町内会・自治会、老人クラブなどの地域福祉活動を支援し、地域住民が地域福祉活動を積極的に続けられる基盤を確保します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-----------------|---|---------------|
| 17 | 地区社会福祉協議会への活動支援 | 地区社会福祉協議会への活動費の助成や情報提供、連絡調整の支援を行うとともに、活動計画の策定を支援します。 | 市民 社協 |
| 18 | 地域活動団体の連携支援 | 地域活動の活性化と人材育成を図るため、地域福祉を担う地縁団体やボランティア、NPOなど多様な団体が参加する情報交流会を開催し、地域活動団体の連携を支援します。 | 市民 市 社協 |
| 19 | 地縁団体への活動支援 | 区・町内会・自治会、老人クラブ、子ども会などの活動支援を行うとともに、その運営、活動等に対し、助成します。 | 市民 市 |
| 20 | 子育て支援団体への支援 | 地域における子育て支援の充実を図るため、親子が共に交流する場の提供や、子育てに関する情報の提供等を行う子育て支援団体に助成します。 | 市民 市 |
| 21 | コミュニティ集会施設整備事業 | 地域住民のコミュニティ推進及び地域の福祉活動の振興を図るため、区・町内会・自治会が集会施設を新設、増改築等する事業に対し、助成します。 | 市民 市 |

⑦ ボランティア、NPOなどの地域活動・交流支援

ボランティアやNPOなど市民活動団体の相互の交流や連携を促進するとともに、市民活動支援センターなどでの相談やコーディネート機能、情報発信などを通して、地域活動の支援を行います。

² 「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人も子どもも、地域住民が共に学びあい、共に育ちあう意味で『福祉共育』としています。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|----------------|--|------|
| 22 | 市民活動団体等への支援 | 市民活動団体やボランティア、NPO など、市民の自主的・自発的な公益的活動を支援するとともに、市民活動に関する相談や情報の発信などを行います。 | 市民市 |
| 23 | 地域住民サポーター制度の推進 | 高蔵寺まなびと交流センターの運営について「地域住民サポーター制度」を推進し、住民との積極的な協働による運営を行います。 | 市民市 |
| 24 | ボランティア活動への支援 | ボランティアセンターを運営し、ボランティア登録や活動の普及、講座や交流会の開催、ボランティア保険料の助成など、様々な支援を行います。また、ボランティア月間を設定し、ちよいボラ体験をはじめとした啓発を進めます。 | 市民社協 |

⑧ 学校、地域などへの「福祉共育」の充実と人材育成

将来の福祉・介護人材の確保を図るとともに、地域福祉の担い手となる人材を発掘、育成するため、学校や地域における福祉に関する様々な学習の機会を確保し、「福祉共育」の推進を図ります。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|------------------|---|-------|
| 25 | 学校、地域での福祉共育の推進 | 学校や地域において高齢者や障がい者等への理解を深める福祉体験学習を推進します。また、小中学生を対象に高齢者、障がい者との交流や、福祉施設等への職場体験学習などの機会を提供します。 | 市民市社協 |
| 26 | ボランティアスクールの開催 | 青少年や大人を対象に、ボランティアや市民活動を学び、体験するボランティアスクールを開催します。 | 市民市社協 |
| 27 | 地域をささえる人づくり講座の開催 | 地域活動団体の役員のなり手や後継者の不足を解消するため、人材育成や地域活動の重要性を伝える講座を開催し、地域リーダーの育成を支援します。 | 市民市 |
| 28 | 地域共生社会推進大会の開催 | 地域共生社会を推進するため、地域福祉等に貢献してきた功労者を称え、顕彰するとともに、講演会やシンポジウムなどを実施します。 | 市民社協 |

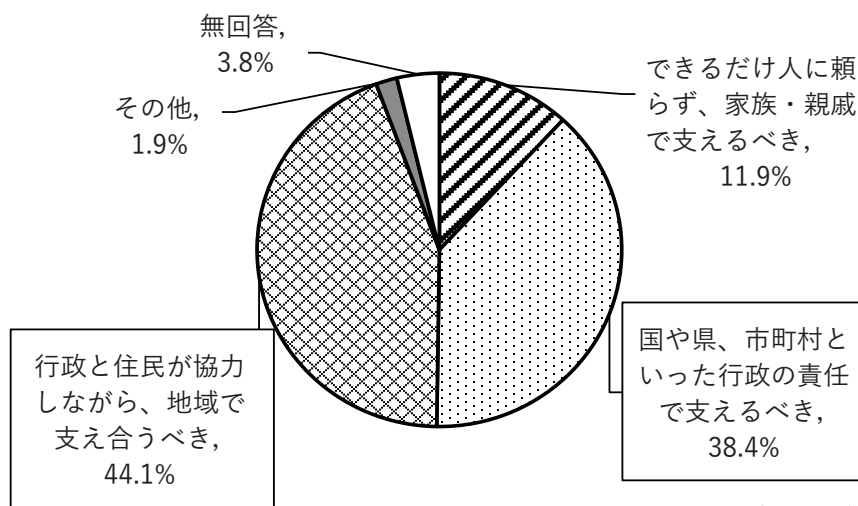
基本目標Ⅱ 地域の包括的な支援に「つなげる」

【アンケート調査結果等からみた現状と課題】

○地域でできること、公的機関との役割分担が必要

市民アンケート調査によると、「福祉」を必要とする人の支援については、「国や県、市町村といった行政の責任で支えるべき」より「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の意見が多くありました。

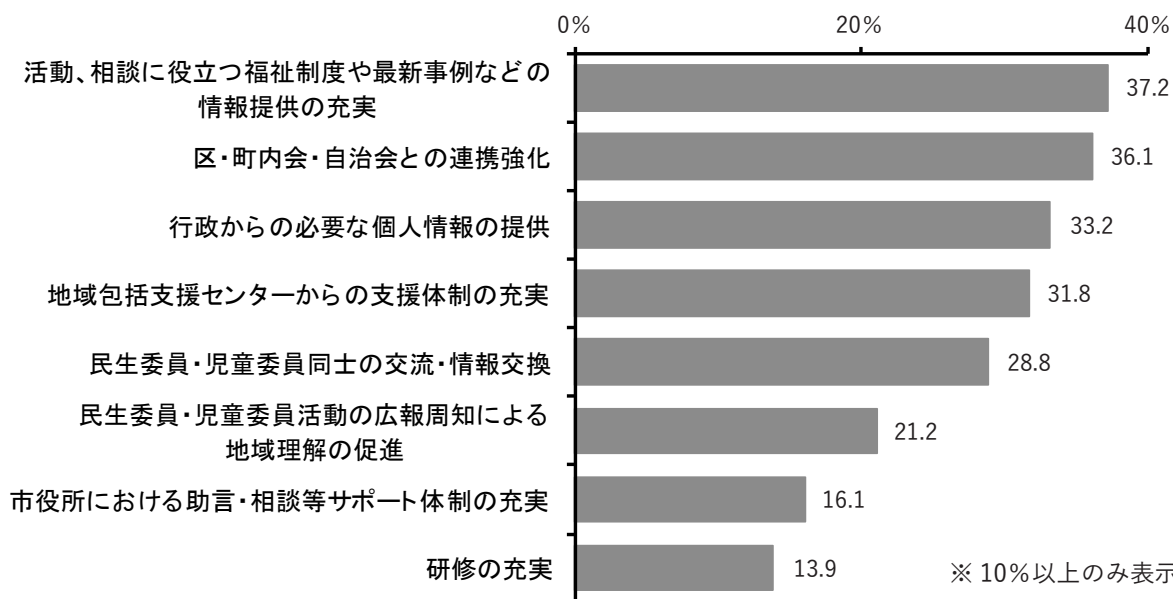
市をはじめとした公的機関が担うべきこと、地域が担うべきことを役割分担しながら、地域福祉を推進していくことが必要です。



市民（852人）

○「関係機関との連携」や「情報提供」が求められている

民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査によると、委員活動をやすくするために必要なこととして「活動、相談に役立つ福祉制度や最新動向などの情報提供の充実」「区・町内会・自治会との連携強化」「地域包括支援センターからの支援体制の充実」などの割合が高いことから、関係機関との連携強化や情報提供の充実が必要です。

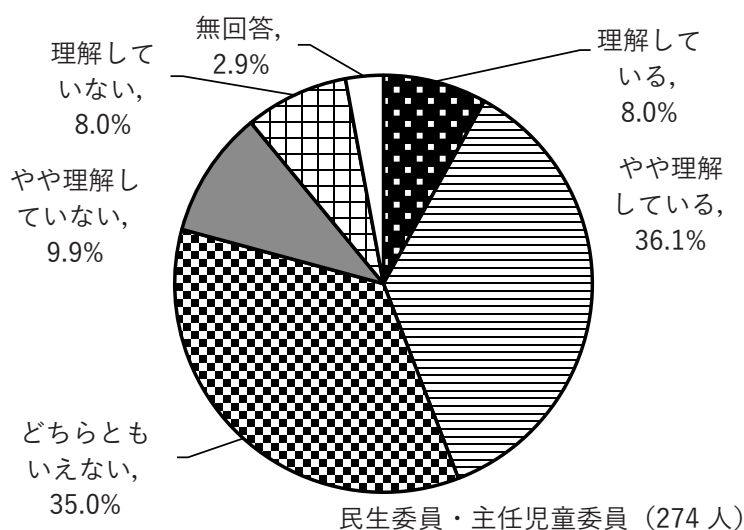


※ 10%以上のみ表示

民生委員・主任児童委員（274人）

○相談支援を担う人や機関の周知が必要

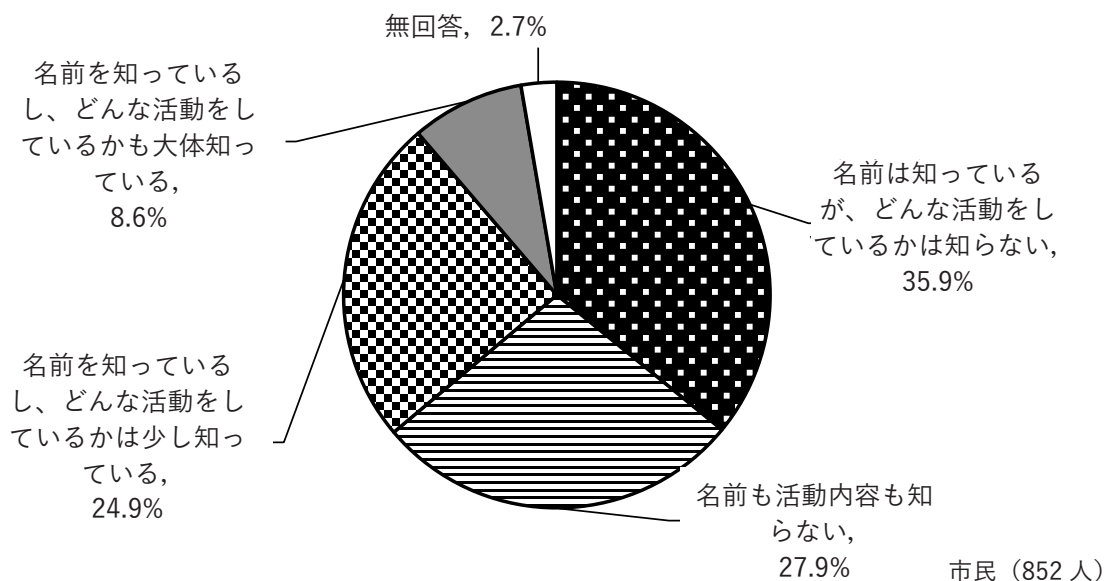
民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査によると、委員活動に関する住民の理解については、「理解している」「やや理解している」を併せ、半数弱となっています。一方、市民アンケート調査では、民生委員等や地域包括支援センター等の認知度が低いことから、相談支援を担う人や機関の周知が必要です。



○市社会福祉協議会の認知度の向上

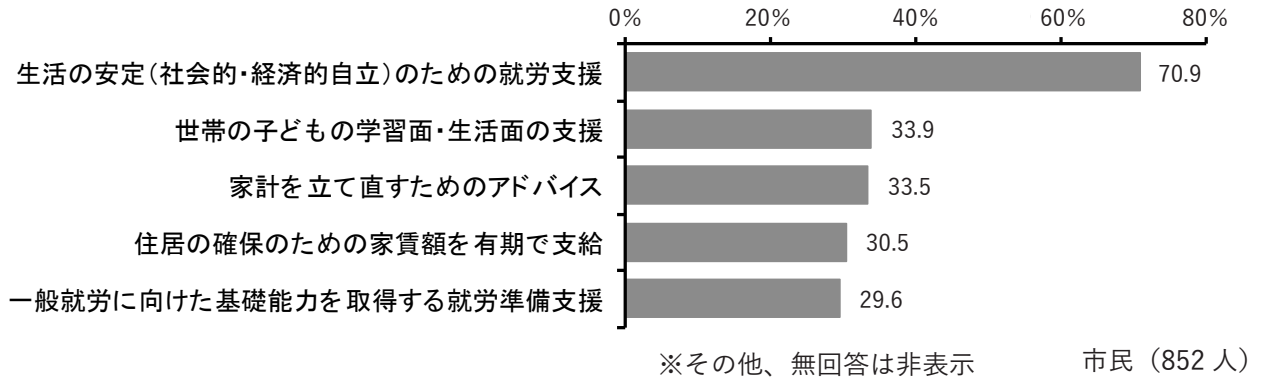
市民アンケート調査によると、市社会福祉協議会の認知度については、「名前を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」「名前を知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」を併せ、3割強となっています。

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核機関として認知度の向上が必要です。



○生活困窮者に対する支援で重要なことは「就労支援」

市民アンケート調査によると、生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援として重要だと思う支援については、「生活の安定（社会的・経済的自立）のための就労支援」が7割強と最も高くなっています。また、それ以外の支援策についても3割前後と高い割合であることから、個々の状態に合わせた総合的な自立支援が必要です。



【施策の方向性】

（1）包括的な相談支援体制の強化

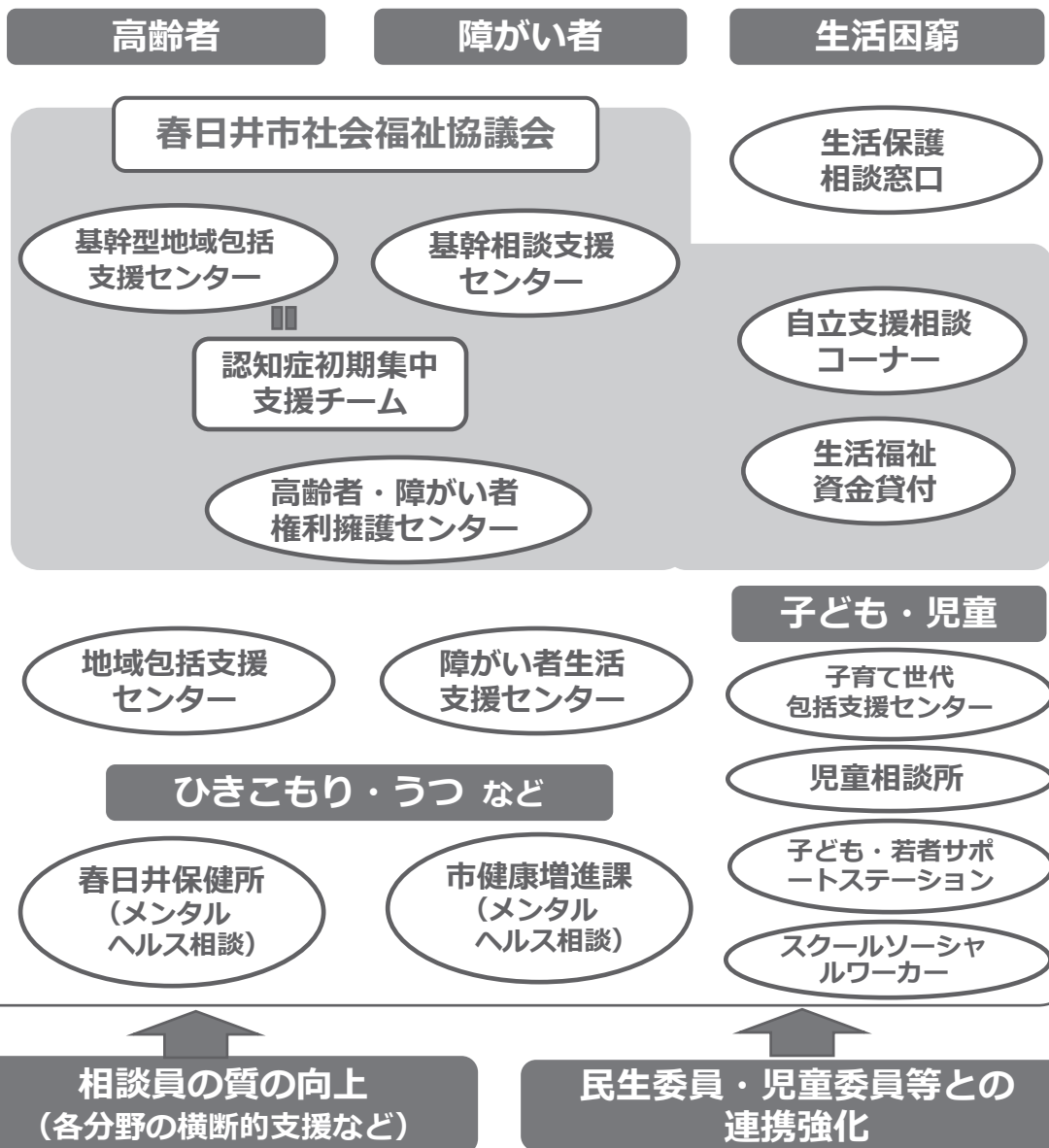
複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うため、各分野の相談支援機関の連携を強化します。また、相談員の専門性を高めるとともに、民生委員・児童委員等との連携を深め、地域の実情の把握や早期発見につなげます。

重点施策3

多機関の協働による包括的な支援体制の構築

各分野の相談支援機関の連携ネットワーク

実務者レベルの会議等により、顔の見える関係を構築し、連携を強化する



【具体施策】

⑨ 各分野の相談支援機関の連携の強化

高齢、障がい、児童など福祉の各分野の相談支援機関が連携を密にし、顔の見える関係を構築することで、分野横断的に適切な支援関係機関につなぎ、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-------------------|---|---------|
| 29 | 包括的な支援体制の構築に向けた検討 | 実務者レベルの会議を設置し、多機関の協働により、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に向けた検討を行います。 | 市 社協 |
| 30 | 地域自立支援協議会の開催 | 障がい者の相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を開催し、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整や、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。 | 市 |

⑩ 相談員の質の向上

相談員が各分野の横断的な支援や制度の狭間への対応を図ることができるよう、専門性を高めるための研修の機会を提供し、相談員の質の向上を図ります。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|---------------|---|---------|
| 31 | 相談員の専門職研修の実施 | 高齢者の基幹型地域包括支援センターと障がい者の基幹相談支援センターが共同で、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。 | 市 社協 |
| 32 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種でのグループワーク等の研修や、医療・介護関係者の相互理解を促進する研修などを実施します。 | 市 |

⑪ 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携

地域と行政とのつなぎ役としての役割を高め、地域の課題を抱える人が早期に相談につながるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員」という。）と地域包括支援センターを始め相談支援機関との連携を強化します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|----------------------|--|----|
| 33 | ひとり暮らし高齢者等の実態調査 | ひとり暮らし高齢者の実態調査の対象要件を見直し、支援を必要とする適切な年齢の設定や、高齢者のみ世帯、8050 問題のリスクの高い世帯を新たに調査対象に加え、包括的な相談支援につなげます。 | 市 |
| 34 | 民生委員と相談支援機関との連携強化 | 民生委員と地域包括支援センターを始めとした各分野の相談支援機関との顔の見える関係を構築するため、各種研修や地区の民生委員・児童委員協議会の場を活用します。 | 市 |
| 35 | 保育園・小中学校等と主任児童委員との連携 | 主任児童委員が中心となり、保育園、幼稚園、小学校、中学校との定期的な意見交換会を実施し、校内の様子を確認、支援や見守りが必要な児童を把握し、学校との協力体制に努めます。また、主任児童委員連絡会を定期的に開催し、意見交換会の内容報告や、問題点等を指摘し、行政への働きかけを行います。 | 市 |

牛山地区社会福祉協議会で「ウシサン見守り隊が始動」

孤独死に対し「これではいけない」と立ち上がる！

2017(平成29)年に牛山区で相次いで孤独死が発生し、「これではいけない。」と牛山地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)が立ち上がり、2019(令和元)年10月より「地域見守り事業」を開始しました。

地域見守り事業では、民生委員、町内会、老人クラブ、地域包括支援センター西部その他の地域団体などが参加する「地域ケア会議」で、個人情報の取り扱いなど、一つひとつの課題を話し合い、実施するのに2年の歳月がかかりました。



牛山区はエリアが広く、高齢者が多いため、まずは地区社協の高齢者等サロン事業の利用者を対象に始めることにしました。区の全域に協力者を募ったところ、9人の協力者が集まり、見守りを必要とする5人の登録者を対象に「ウシサン見守り隊」がスタートしました。

地域の身近な住民が行うことに大きな意味がある！

「ウシサン見守り隊」は、3人1チームで、訪問前に登録者の現状を聞く人、様子を確認する人、情報をまとめる人など役割分担をして、複数の目で高齢者を見守るといふ地区社協ならではの仕組みで行っています。

登録者からは「見守ってもらえて安心です。」「一人で家にいると話すこともしないから良い刺激になる。」などの声があり、月1回以上の訪問を楽しみにしている様子が見えます。見守り活動だけでなく、話し相手という役割も、地域の身近な住民の皆さんが行う活動として、大きな意味があることを改めて感じました。



「ウシサン見守り隊」が10月から始まり4か月。牛山だけに牛のような力強さと粘り強さがその活動にはあります。地域活動に正解はありません。参加される住民の皆さんの考え方を尊重しながら牛山地区での見守り事業を継続していくための支援を続けていきたいと思えます。

【施策の方向性】

(2) 権利擁護と成年後見制度の利用促進

高齢者や障がい者、児童などの権利擁護に関する取組を進めるとともに、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進などを図ります。

重点施策4

成年後見制度利用促進法に基づく連携体制の構築及び中核機関の設置



【具体施策】

⑫ 地域連携ネットワークの構築と権利擁護

成年後見制度の利用促進と権利擁護を図るため、地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人が安心して暮らせるように権利擁護を図ります。

＜取組内容＞

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|---------------------|--|---------|
| 36 | (仮称)春日井市権利擁護連絡会議の設置 | 成年後見制度の利用促進と権利擁護を図るため、医療福祉関係者、警察、弁護士会等から構成する連絡会議を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。 | 市 社協 |
| 37 | 身寄りがない人の対応に関する調査研究 | 国のガイドラインに基づき、身元保証がなくても病院・施設に入院、入所等ができるよう理解の促進を図るとともに、身元保証に関するサービスについて、先進的な取組の調査、研究を行います。 | 市 社協 |

⑬ 成年後見制度の利用促進

春日井市では、2015(平成 27)年7月に高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）を開設し、成年後見制度の利用に関する相談支援、広報・啓発、市民後見人の育成などを行ってきました。

2016(平成 28)年5月の成年後見制度利用促進法の施行に伴い、同法に定める中核機関として権利擁護センターを位置付け、成年後見制度の更なる利用の促進を図ります。

＜取組内容＞

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|----------------|--|---------------|
| 38 | 中核機関の設置 | 成年後見制度利用促進法に基づく中核機関として、権利擁護センターを位置付け、相談支援、市民への啓発、市民後見人の育成などを行い、成年後見制度の利用促進を図ります。 | 市民 市 社協 |
| 39 | 日常生活自立支援事業 | 認知症や障がいなどで、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。 | 社協 |
| 40 | 法人後見制度に関する調査研究 | 後見人が一人で対応することが困難なケースのために、法人後見制度のあり方について調査、研究を行います。 | 市 社協 |

【施策の方向性】

（3）自立に向けた支援の強化

障がいのある人や生活困窮者などの中には、社会との関わりに対する不安など様々な困難を抱えている人がいます。本人や家族の状況に応じて目指す自立の形や目標も一人ひとり異なっており、本人の希望や尊厳の確保を重視しながら、包括的・総合的な支援を行っていきます。

【具体施策】

⑭ 制度の狭間となる課題への対応

ひきこもり状態にある人や無業者など、日常生活や社会参加、就労に向けて困難を有する人の中には、既存の制度に明確に位置付けられていませんが、何らかの支援を必要とする人がいます。

こうした制度の狭間にある人への対応について、早期に適切な機関につなげ、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができるよう、保健医療、就労、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|------------------------|--|----|
| 41 | 子ども・若者総合支援地域協議会による連携支援 | ひきこもり、ニートなど様々な不安や悩みを抱える子ども・若者への支援を効果的に行うため、子ども・若者総合支援地域協議会を開催し、関係機関が連携して支援する体制を整備します。また、就職氷河期世代の支援について検討を行います。 | 市 |
| 42 | 子ども・若者総合相談 | 様々な不安や悩みを抱える子ども・若者、その家族の人の相談や、若者サポートステーションなど支援機関の案内を電話と電子メールで行います。 | 市 |
| 43 | メンタルヘルス相談 | メンタルヘルス相談や総合健康相談において、ひきこもりやこころの病気等に関する相談に応じます。また、広報やホームページ、健康ガイドなどにより、相談機関の周知を行います。 | 市 |

⑮ 生活困窮者の自立支援

生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|--------------------|---|---------|
| 44 | 自立相談支援事業 | 経済的に困窮し、生活や仕事などの悩みや困りごとを抱える人に対して、相談支援員が自立に向けての就労支援、家計改善支援、訪問などを行います。 | 市 社協 |
| 45 | 子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護世帯や生活困窮者世帯の中学生等に対して、教育機会の均等化と学習に必要な環境整備を図るため、個別学習支援や居場所の提供などを行います。 | 市 |
| 46 | 市とハローワークとの一体的な就労支援 | 市役所庁舎内の就労・生活支援相談コーナーにおいて、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者などに対し、市とハローワークによる一体的な就労支援を行います。 | 市 |

⑯ 再犯防止、更生保護活動への支援

再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、罪を犯した者等のうち、高齢者や障がい者など保健・医療・福祉等の支援を必要とする者に対し、必要な支援を行います。

また、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力となる更生保護活動への支援を行います。

<取組内容>

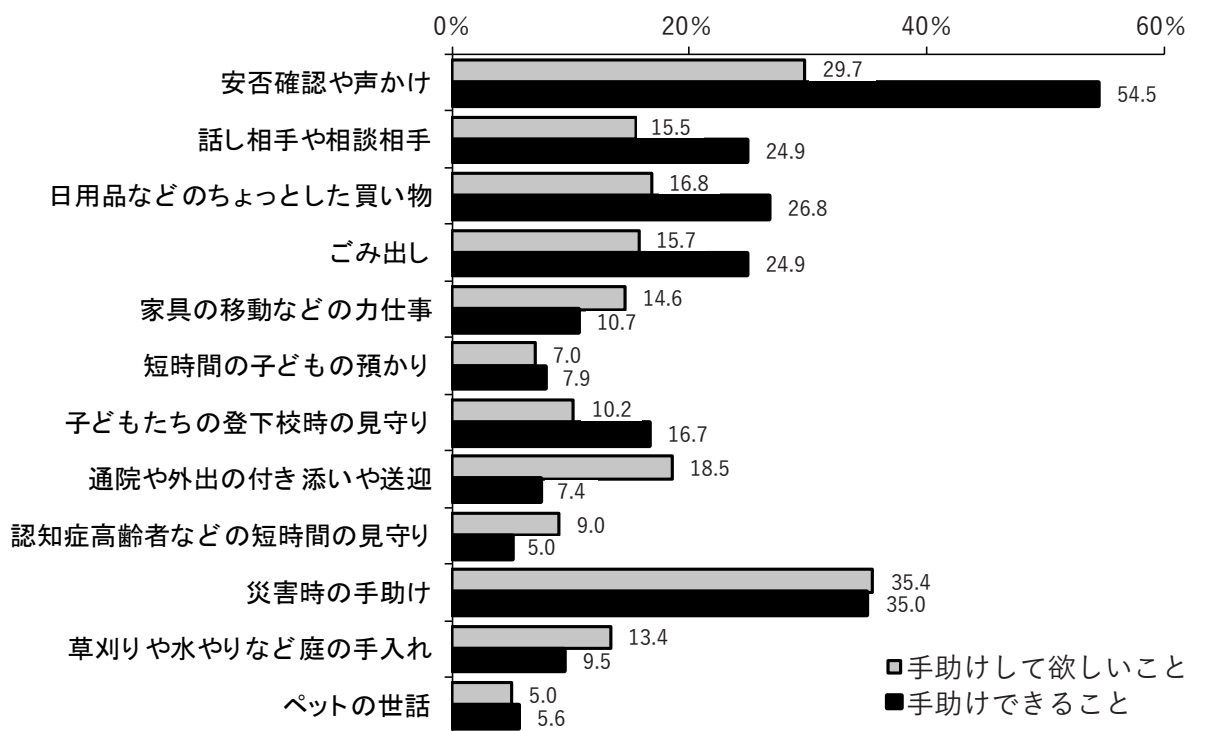
| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|---------------|---|---------|
| 47 | 更生保護活動の支援 | 保護司会や更生保護女性会、雇用主会などから構成される更生保護協会による、更生保護活動の普及・啓発を支援します。 | 市民 市 |
| 48 | 社会を明るくする運動の支援 | 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域力を高めるため、社会を明るくする運動を支援します。 | 市民 市 |
| 49 | 少年の非行防止 | 少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、小中学校、警察等関係機関と連携を図り、地域で活動する少年指導員による巡回活動を行います。 | 市 |

基本目標Ⅲ いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

【アンケート調査結果等からみた現状と課題】

○手助けを必要とする人と手助けできる人をつなぐ仕組みが必要

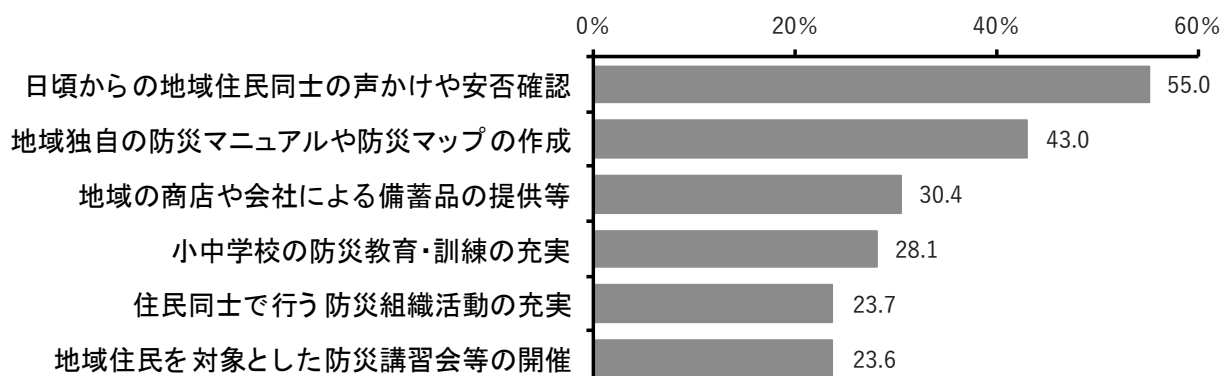
市民アンケート調査では、「安否確認や声かけ」「話し相手や相談相手」「日用品などのちょっとした買い物」「ごみ出し」「災害時の手助け」などでは、手助けできる人が多くあり、これら地域住民一人ひとりの力を、課題解決につなげる仕組みが必要です。



※その他、特になし、無回答は非表示 市民（852人）

○災害対策は、日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認が重要

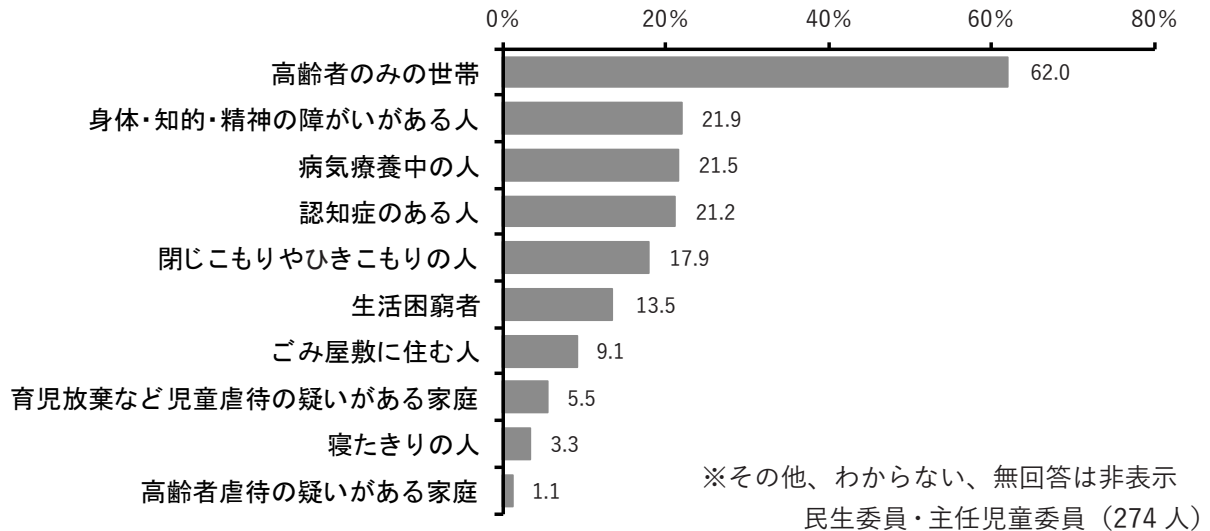
市民アンケート調査によると、災害に備えて地域で取り組むと良いと思うこととして、6割弱の人が「日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認」をあげていることから、日頃の支え合いの推進が重要です。



※その他、特になし、無回答は非表示 市民（852人）

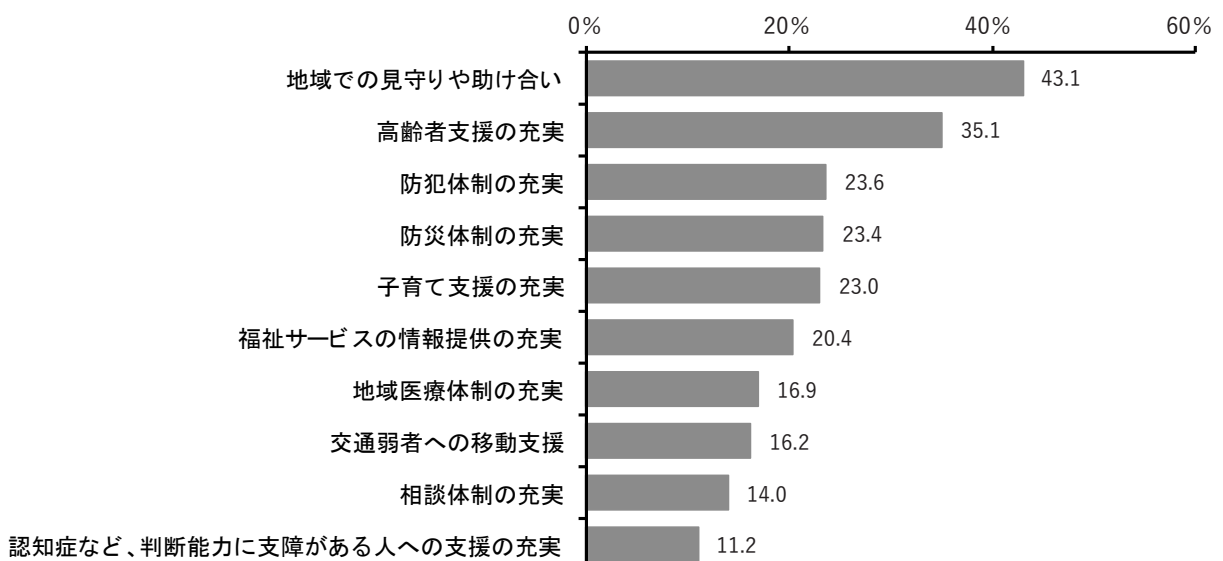
○「閉じこもりやひきこもり」など分野を超えた対応が求められている

民生委員アンケート調査によると、見守り等支援が必要な人や、気にかかる人として、「閉じこもりやひきこもりの人」「ごみ屋敷に住む人」など、高齢、障がいなどの特定の分野だけでの支援では対応が困難な対象の割合が一定程度みられます。



○「地域での見守り」や「移動支援」など日常生活全般の支援や助け合いが必要

市民アンケート調査では、誰もが安心して暮らしていくために必要なこととして、4割強が「地域での見守りや助け合い」、2割強が「防犯体制の充実」「防災体制の充実」をあげています。「交通弱者への移動支援」や「判断能力に支障のある人への支援（成年後見など権利擁護）」など、生活全体の支援が求められています。



※ 18項目中多い順に10項目までを表示 市民 (852人)

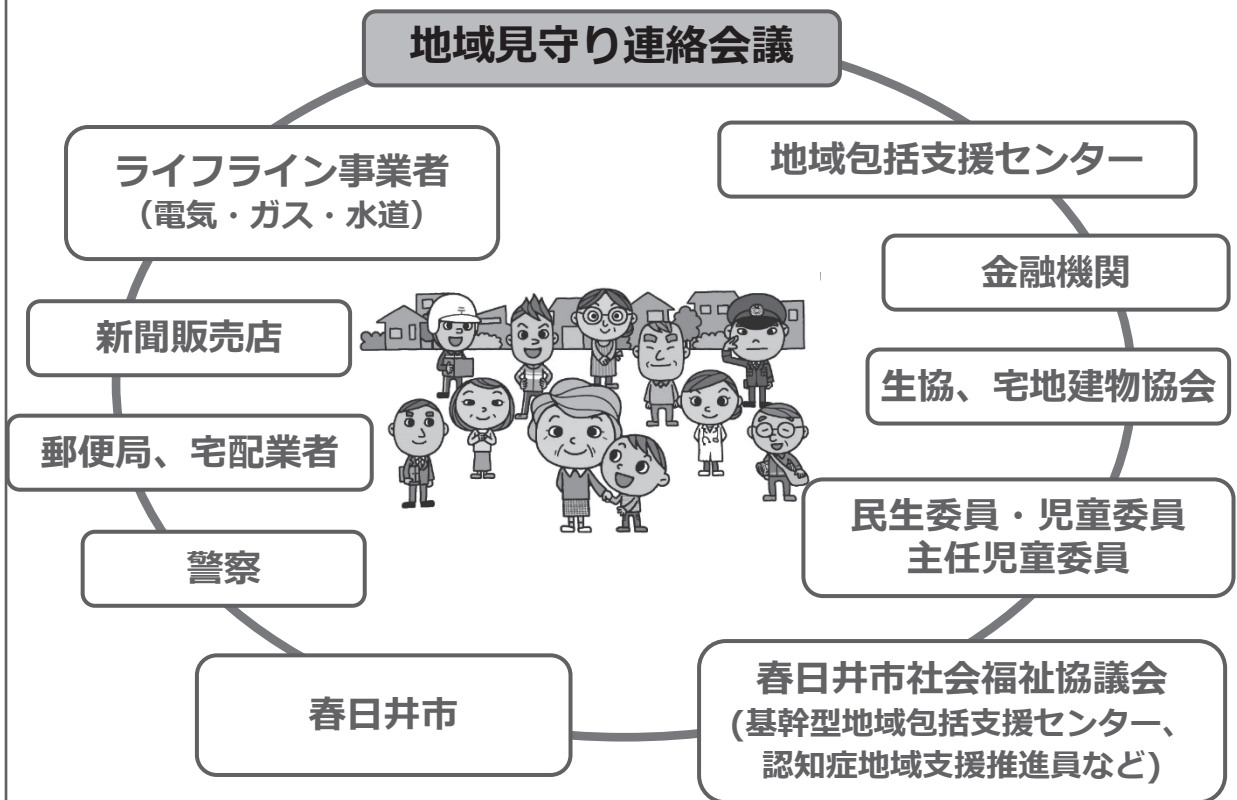
【施策の方向性】

(1) 地域の見守り体制の強化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、虐待や孤立死、認知症高齢者の行方不明、消費者被害などを防止するため、地域住民や関係機関、民間事業者など地域のネットワークの構築を図り、包括的な地域の見守り支援体制を強化します。

重点施策5

包括的な地域の見守り支援体制の強化



地域見守り

- ① 虐待、孤立死の防止
- ② 認知症高齢者の見守り
- ③ 消費者被害の防止 など

こころの目でみまもりあえる街を



スマートフォンを活用した認知症の見守り支援など

地域見守りホットライン
高齢者虐待・孤立死防止通報

電話 0568-**85-6196**
24時間対応

異常を発見した場合(裏面)は通報をお願いします。
春日井市健康福祉部地域福祉課

① ホットライン通報

近隣、民生委員、協定締結事業者など

② 安否確認

市、地域包括支援センター、消防、警察など

【具体施策】

⑰ 子どもや孤立死防止などの地域見守り体制の確保

子どもの安心安全を図るとともに、ひとり暮らし高齢者などの孤立死や社会的孤立を防ぐため、地域住民やボランティア、民間事業者、民生委員、警察などの関係機関と連携し、地域の見守り体制を確保します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|----------------------|---|-----|
| 50 | 児童の見守り活動の推進 | 地域住民やボランティアによる児童の登下校時の巡回や、商店、個人宅等に「こども110番の家」を掲示するなど、児童の見守り活動を推進します。 | 市民市 |
| 51 | 子ども応援団「地域のおじさん・おばさん」 | 登下校時や地域のお祭り等における見守り活動のほか、市民に対し、見守りの啓発活動を行います。 また、研修会や事例検討会を行い、情報共有を行うとともに、子どもの安全についての意識を高めま | 市民市 |
| 52 | 地域見守りホットライン | 孤立死防止のため、地域見守りホットラインによる24時間体制での通報体制を確保します。 また、孤立死防止ガイドラインに基づき、地域包括支援センター、警察、民生委員などの関係機関と連携し、適切な対応を図ります。 | 市 |
| 53 | 地域見守り体制の確保 | 孤立死等を防止するため、電気・ガス・水道などのライフライン事業者や郵便局、新聞販売店などと協定を締結し、地域見守り活動を推進します。 また、協定締結事業者や関係者等が参加する地域見守り連絡会議を開催し、体制の強化を図ります。 | 市社協 |
| 54 | 福祉・友愛電話訪問 | 孤立死の防止、社会的孤立感の解消のため、ひとり暮らし高齢者などに対し、ボランティアによる電話訪問を実施します。 | 市社協 |

⑱ 認知症高齢者等の見守り支援

認知症高齢者、若年性認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを推進するため、認知症サポーターの養成や、みまもりあいプロジェクトの登録を増やすなど、地域社会全体で認知症の人を支える基盤を整備していきます。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-------------------|---|-------|
| 55 | 認知症サポーター養成講座の推進 | 学校や地域、企業などで認知症サポーターの養成講座、市民講演会などを開催し、認知症の理解を深めるための普及・啓発に取り組みます。 | 市民市社協 |
| 56 | 認知症高齢者等見守り支援事業 | 認知症高齢者等の検索を支援する機能を有するGPS端末の導入費用の助成を行うとともに、「みまもりあいステッカー」を配布し、スマートフォンのアプリにより身元の特定を容易にします。 | 市民市 |
| 57 | 認知症地域支援推進員による普及啓発 | 認知症地域支援推進員が、おれんじプラスカフェ（認知症カフェ）の登録の促進や「RUN伴」などを通して、市民の理解を深め、認知症を地域で支える基盤づくりを進めます。 | 市民市社協 |

⑲ 虐待の早期発見と防止体制の強化

高齢者、障がい者、児童などの虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。また、配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、DV対策について関係機関のネットワークを強化します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-------------------|--|-----|
| 58 | 虐待通報体制の確保 | 高齢者、障がい者、児童等の虐待に迅速に対応するため、24時間対応の通報受理体制を確保します。 | 市社協 |
| 59 | 虐待防止に係る関係機関の連携の推進 | 虐待を防止するため、市、警察、児童相談センター、地域包括支援センター、障がい者生活支援センターなどの関係機関が連携して適切な対応を図ります。 | 市社協 |
| 60 | DV対策に係る関係機関の連携の推進 | DV対策関係機関連絡会議等を通じて、関係機関の連携を強化し、被害者の支援とDV対策を推進します。 | 市 |

⑳ 防犯活動の支援、消費者被害などの防止

地域における自主的な防犯活動を支援し、防犯意識の向上を図るとともに、犯罪を起こさせない環境づくりを推進します。また、高齢者、障がい者などの消費者被害を防ぐため、消費生活センターによる相談支援や市民への啓発を図るとともに、地域の関係者による見守りネットワークを構築します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-------------|---|-----|
| 61 | 地域防犯活動支援事業 | 地域住民による自主的な防犯活動を推進するため、区・町内会・自治会等に対して、活動への助成を行います。 | 市民市 |
| 62 | 消費活動の見守りの推進 | 市内で活動する消費者団体等と連携を深めるとともに、身近な消費者問題の知識を身に付けた市民が「消費活動見守り推進員」として地域での見守りを行います。 | 市民市 |

【施策の方向性】

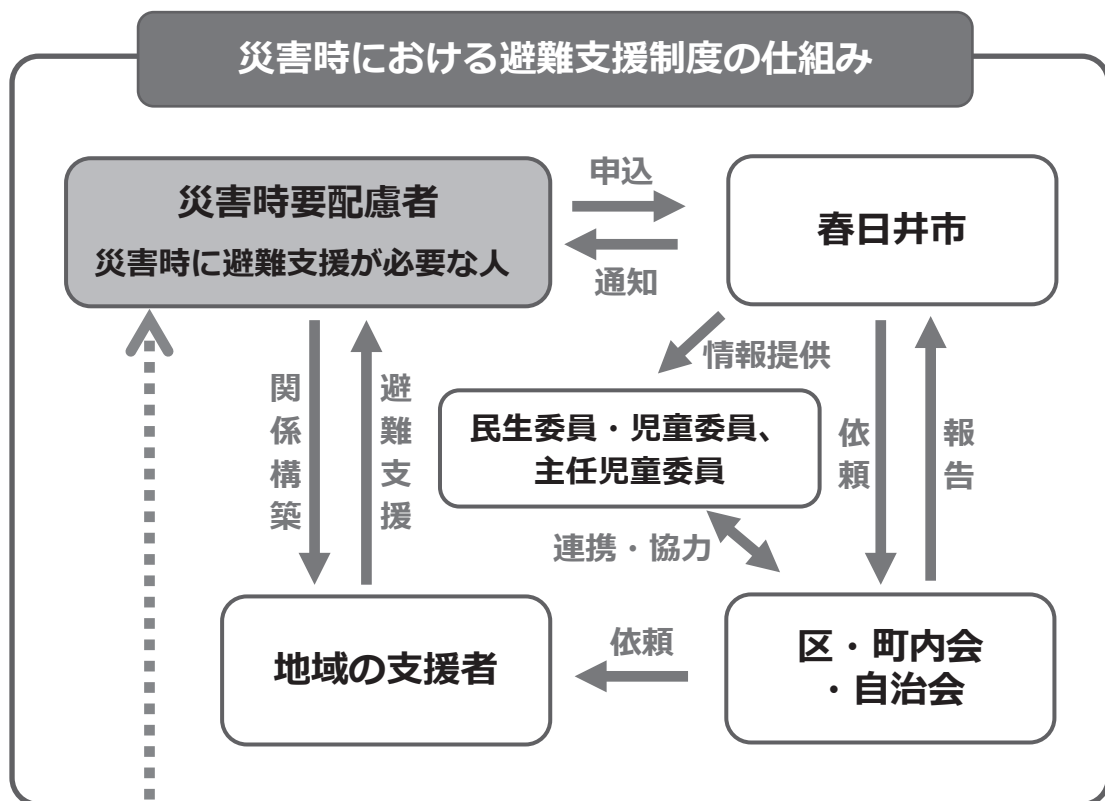
(2) 災害時における地域住民による互助の充実

災害時や緊急時に地域の住民同士が助け合えるように、平常時から地域住民の関係構築を進めていきます。

また、災害時要配慮者の避難支援に係る個別計画の策定など互助を推進するとともに、災害時のボランティアの受け入れ体制を整備します。

重点施策6

災害時要配慮者の避難支援に係る互助の推進



災害時要配慮者の避難支援の個別計画

本人、家族、町内会、民生委員、地域の支援者、市、保健所、医療・介護関係者などが集まって、あらかじめ個別計画を策定することを推進します。

【具体施策】

⑳ 災害時要配慮者への避難支援

ひとり暮らし高齢者や障がい者、要介護認定者など、災害時に避難支援を必要とする人を把握するとともに、区・町内会・自治会、民生委員等の協力により、地域住民の助け合いによる避難支援体制を確保します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|--------------|---|-----|
| 63 | 災害時要配慮者の避難支援 | 災害時要援護者台帳に事前に登録いただいた人に、避難勧告などの情報提供を行います。また、区・町内会・自治会、民生委員等の協力により、あらかじめ地域で避難支援者の確保を図ります。 | 市民市 |
| 64 | 個別計画の策定の推進 | 災害時の避難支援等の実効性を高めるため、災害時要配慮者の避難支援の個別計画の策定を進めます。 | 市民市 |

㉑ 防災ボランティアの活動支援

災害時に、広範囲にわたって活動が期待されるボランティア団体の連携、協力体制を促進するとともに、災害救援ボランティアセンターの設置など受入体制を整備し、防災ボランティアの活動を支援します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|----------------|--|------|
| 65 | 日本赤十字社等との連携 | 日本赤十字社やボランティア団体などが連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、防災訓練などを通じて活動環境の整備を図ります。 | 市社協 |
| 66 | 防災・防犯地域アドバイザー | 防災・防犯の講師や訓練指導ができる市民を育成し、区・町内会・自治会などの地域に派遣します。 | 市民市 |
| 67 | 安全・安心まちづくりポニター | 安全・安心まちづくりポニターが防災や防犯活動に自発的に取り組み、地域の安全・安心を進めます。 | 市民市 |
| 68 | 災害ボランティアの推進 | 災害発生時には、災害救援ボランティアセンターを設置・運営するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成講座や研修などを開催します。 また、市民が災害時におけるボランティア活動への参加意識を向上できるように、平常時から災害ボランティア活動に参加できる環境を整えます。 | 市民社協 |

【施策の方向性】

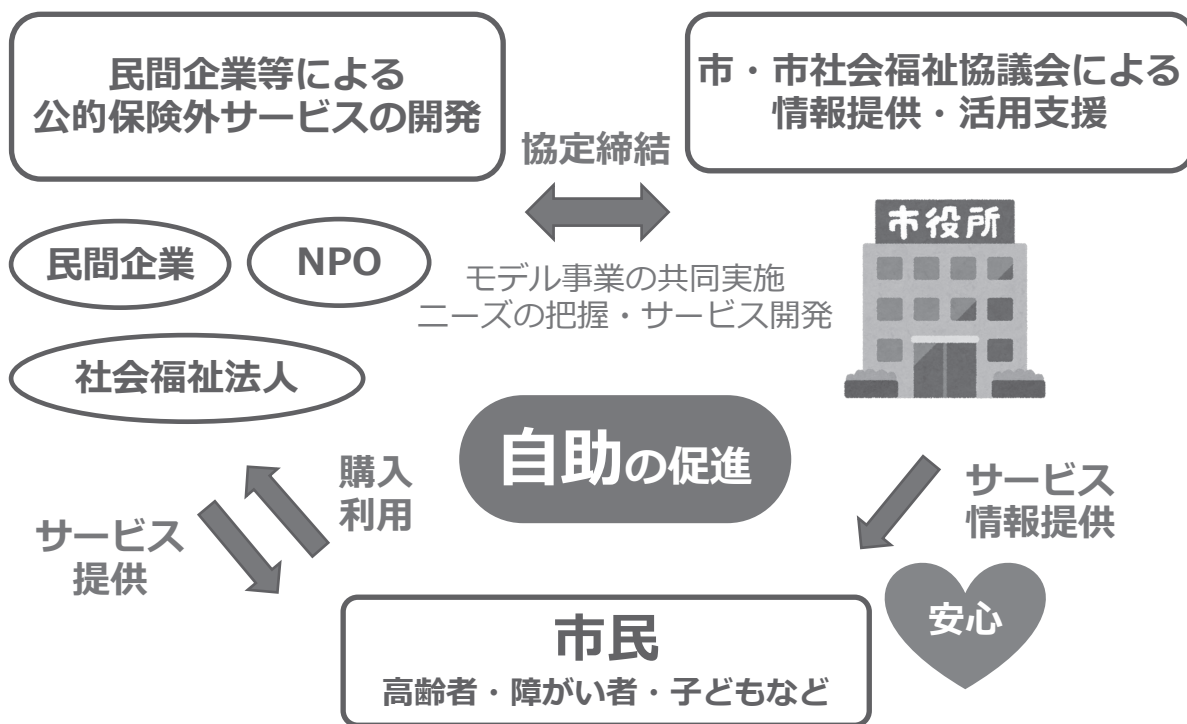
(3) 民間サービスの創出・活用の促進

介護保険等の社会保険制度や公的サービスに加えて、ボランティアや住民主体の活動等である「互助」や、在宅生活を継続するための日常的な生活支援等のサービスや健康寿命の延伸に寄与するヘルスケア産業など、民間のサービスを活用した「自助」を充実していく必要があります。

また、当市では、高蔵寺リ・ニュータウン計画を受けて、産学官民連携によるスマートウェルネスを推進しており、市内への水平展開を図るとともに、社会福祉法人の社会貢献事業など、民間サービスの創出・活用を図ります。

重点施策7

民間の公的保険外サービスの創出・活用の促進



活用が期待できる民間サービスの分野等

健康・ヘルスケア

フィットネスジム、温浴施設、薬局、カラオケなど

生活支援サービス

配食・宅配、家事援助、見守りサービス、生協、コンビニなど

終活サポート

任意後見、生前整理、葬儀、アドバンス・ケア・プランニング、空き家など

社会福祉法人、NPOによる社会貢献事業

【具体施策】

⑳ 社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の活用

2016（平成 28）年に社会福祉法の一部改正が行われ、社会福祉法人の新たな義務として「地域における公益的活動」や「地域公益事業（地域貢献活動）」が位置付けられました。また、近年、民間企業においても、株式会社やNPOなど多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むほか、様々な形で社会貢献活動が行われています。

これらの社会貢献事業等との連携を強化し、多様化、複雑化する福祉ニーズの充足を図るとともに、多様な主体を巻き込んだ地域共生社会の実現を目指します。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|------------------|---|-----|
| 69 | 社会福祉法人の地域公益事業の推進 | 社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定を支援するとともに、地域公益事業のさらなる推進を図ります。 | 市社協 |
| 70 | 企業による地域貢献事業の推進 | 民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、企業自らが行う地域コミュニティイベントや文化、教育活動に対し、費用の一部を助成します。 | 市 |

㉑ 産学官民の連携の推進

当市では、これまで高蔵寺ニュータウンの移動手段の確保のための実証実験や、地域包括ケア団地モデル事業などを通じて、産学官民が連携して、スマートウェルネスを推進してきました。

今後も、ICT（情報通信技術）や先進技術などを活用した産学官民の連携を推進し、モデル事業に積極的に取り組むとともに、その成果を活かし、モデル事業の制度化や市内全域への水平展開を進めていきます。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|-----------------------|---|----|
| 71 | スマートウェルネスを目指した団地再生の推進 | 高森台地区をモデルとして、UR の団地再生事業と連携し、UR 高森台団地、高森山公園、県有地を含むエリアを拠点に高蔵寺ニュータウン全域で、スマートウェルネスを目指したまちづくりを推進します。 | 市 |

| | | | |
|----|---------------------|---|-----|
| 72 | 高蔵寺ニューモビリティタウン構想の推進 | 高蔵寺ニュータウンにおける快適移動ネットワークの構築及び多様な交通手段の確保の実現を目指すため、名古屋大学とのモビリティサービスに関する共同研究を推進します。 | 市民市 |
| 73 | ハートフルパーキング事業の推進 | 在宅医療・介護事業者が訪問する際の駐車場を確保するため、地域住民の互助によるハートフルパーキングの市内全域への普及を進めます。 | 市民市 |

②5 公的保険外サービスの創出・活用

地域包括ケアシステムを補完、充実していくため、公的な医療や介護サービス以外に、在宅生活を継続するための日常的な生活支援や見守りサービス、終活サポートなどの民間サービスの利用促進を図ります。

また、健康寿命を延伸するため、フィットネスジムや薬局などヘルスケア産業との連携を図ります。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|--------------------|---|-----|
| 74 | ICTを活用した新たなサービスの創出 | ICTを活用した新たなサービス（認知症高齢者の位置情報サービスなど）を創出するため、民間企業と連携し、実証実験や調査・研究を行います。 | 市 |
| 75 | 終活サポート関連事業の推進 | 権利擁護センターを始めとする関係機関が、任意後見制度、相続や遺言、エンディングノート、アドバンス・ケア・プランニングなどに関する市民への普及・啓発を行います。 | 市社協 |

②6 高齢者、障がい者などの移動支援の検討

住み慣れた地域での生活を支える公共交通の利便性の向上と利用促進を図りつつ、高齢者や障がい者などの移動支援の検討を行い、地域の実情に合わせた移動手段の確保を図ります。

<取組内容>

| No. | 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----|--------------------|---|----|
| 76 | 新たな移動手段の検討 | 春日井市地域公共交通網形成計画を策定する中で、既存の交通を維持しながら、地域の交通利便性を高める新たな移動手段を検討します。 | 市 |
| 77 | 訪問型サービスDによる移動支援の検討 | 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスDを通じて、要支援高齢者等に対し、地域の互助活動による移動支援のあり方を検討します。 | 市 |

第5章 計画の推進

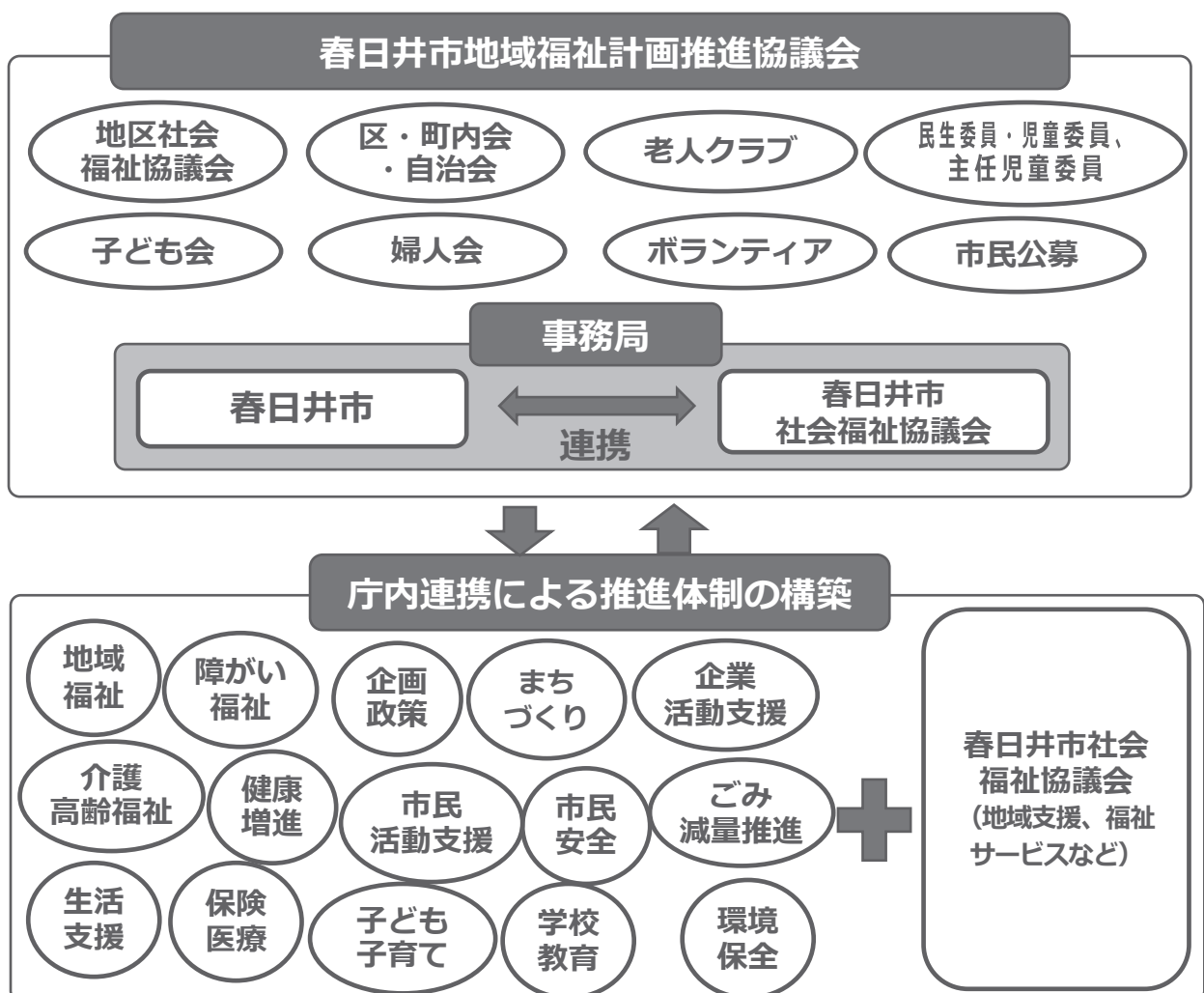
1 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地区社会福祉協議会、区・町内会・自治会、老人クラブ、民生委員、ボランティア、市民公募などの委員から構成される「地域福祉計画推進協議会」を定期的で開催し、「PDCA サイクル」による進捗状況の管理、評価などを行います。また、協議会の事務局として、市と市社会福祉協議会が連携しながら、計画を一体的に推進します。

複合的な地域の生活課題等に対応する包括的な支援を行うため、健康福祉部局のほか、まちづくり、子ども、教育委員会など、幅広い関係部局に社会福祉協議会を加えたプロジェクトチーム等を設置し、庁内連携による推進体制を構築します。

【計画の推進体制図】



(2) 計画の進行管理と成果指標

本計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に定めることから、具体的な行動計画としても位置付けられるものです。

このため、計画の進行管理をよりの確に行うため、基本目標ごとに、具体施策の取組内容に掲げる事業のうち、新たに制度を創設する事業や、拡充・見直しなどを行う事業について、次のとおり計画期間である2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間の年次計画を定めます。

また、計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、効果的に計画を推進するため、具体施策の取組内容に掲げる事業のうち、数値の見える化ができる事業や計画的に拡充する必要がある事業などについて、成果指標を設定します。

基本目標Ⅰ 市民が主役の地域福祉を「共に創る」

| No. | 事業名 | 年度 2018 (平成30) | 計画 | | | | |
|-----|---|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 2020 (令和2) | 2021 (令和3) | 2022 (令和4) | 2023 (令和5) | 2024 (令和6) |
| 1 | 地域ケア会議等の推進 (地域ケア会議の回数) | 34回 | 40回 | ➡ | ➡ | ➡ | 50回 |
| 2 | 地域課題の解決のための重層的な体制整備 (住民主体の取組が創設された件数) | — | 10件 | ➡ | ➡ | ➡ | 延べ 50件 |
| 3 | 地域福祉コーディネーター の配置(人数) | 3名 | 4名 | ➡ | ➡ | ➡ | 6名 |
| 4 | 住民提案型の地域福祉活動 への支援(取組件数) | — | 5件 | ➡ | ➡ | ➡ | 延べ 25件 |
| 7 | 通所型の住民主体サービスの 推進(実施か所数) | 63か所 | 70か所 | ➡ | ➡ | ➡ | 80か所 |
| 13 | 訪問型の住民主体サービスの 推進(実施団体数) | — | 5団体 | ➡ | ➡ | ➡ | 10団体 |
| 15 | ここにこヘルプサービス事 業等の推進(制度見直し検 討) | — | 見直し 検討 | 実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 19 | 地縁団体への活動支援 (町内会等の加入率) | 61.3% | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ | 68.6% |
| 25 | 学校、地域での福祉共育の 推進(拡充に向けた検討) | — | 検討 | 実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| — | ボランティア活動等への参 加意向(参加したことがな く、今後も参加したくない 人の割合) | 46.8% | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ | 40%以下 |

基本目標Ⅱ 地域の包括的な支援に「つなげる」

| No. | 事業名 | 年度 | 2018 (平成 30) | 計画 | | | | |
|-----|-----------------------------------|----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | 2020 (令和 2) | 2021 (令和 3) | 2022 (令和 4) | 2023 (令和 5) | 2024 (令和 6) |
| 29 | 包括的な支援体制の構築に向けた検討 | | — | 設置 | 検討 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 31 | 相談員の専門職研修の実施 | | — | 実施 | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ |
| 33 | ひとり暮らし高齢者等の実態調査 | | — | 見直し 実施 | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ |
| 36 | (仮称)春日井市権利擁護連絡会議の設置 | | — | 検討 | 設置 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 37 | 身寄りがない人の対応に関する調査研究 | | — | 調査 研究 | 検討 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 38 | 中核機関の設置 | | — | 検討 | 設置 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 40 | 法人後見制度に関する調査研究 | | — | 調査 研究 | 検討 | ➡ | ➡ | ➡ |
| — | 市社会福祉協議会の知名度 (名前と活動を知っている人の割合) | | 33.5% | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ | 40%以上 |

基本目標Ⅲ いつでも誰でも幸せな暮らしを「広げる」

| No. | 事業名 | 年度 | 2018 (平成 30) | 計画 | | | | |
|-----|--------------------------|----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | 2020 (令和 2) | 2021 (令和 3) | 2022 (令和 4) | 2023 (令和 5) | 2024 (令和 6) |
| 53 | 地域見守り体制の確保（協定締結・協力事業者件数） | | 35 件 | 36 件 | ➡ | ➡ | ➡ | 50 件 |
| 55 | 認知症サポーター養成講座の推進（延べ受講者人数） | | 15,953 人 | 18,500 人 | ➡ | ➡ | ➡ | 30,000 人 |
| 56 | 認知症高齢者等見守り支援事業（協力者数） | | — | 1,000 人 | ➡ | ➡ | ➡ | 3,000 人 |
| 64 | 個別計画の策定の推進 | | — | モデル 実施 | ➡ | 実施 | ➡ | ➡ |
| 73 | ハートフルパーキング事業の推進（登録駐車場数） | | 240 か所 | 350 か所 | ➡ | ➡ | ➡ | 500 か所 |
| 74 | ICT を活用した新たなサービスの創出 | | — | 検討 | モデル 実施 | 実施 | ➡ | ➡ |
| 75 | 終活サポート関連事業の推進 | | — | モデル 実施 | 実施 | ➡ | ➡ | ➡ |

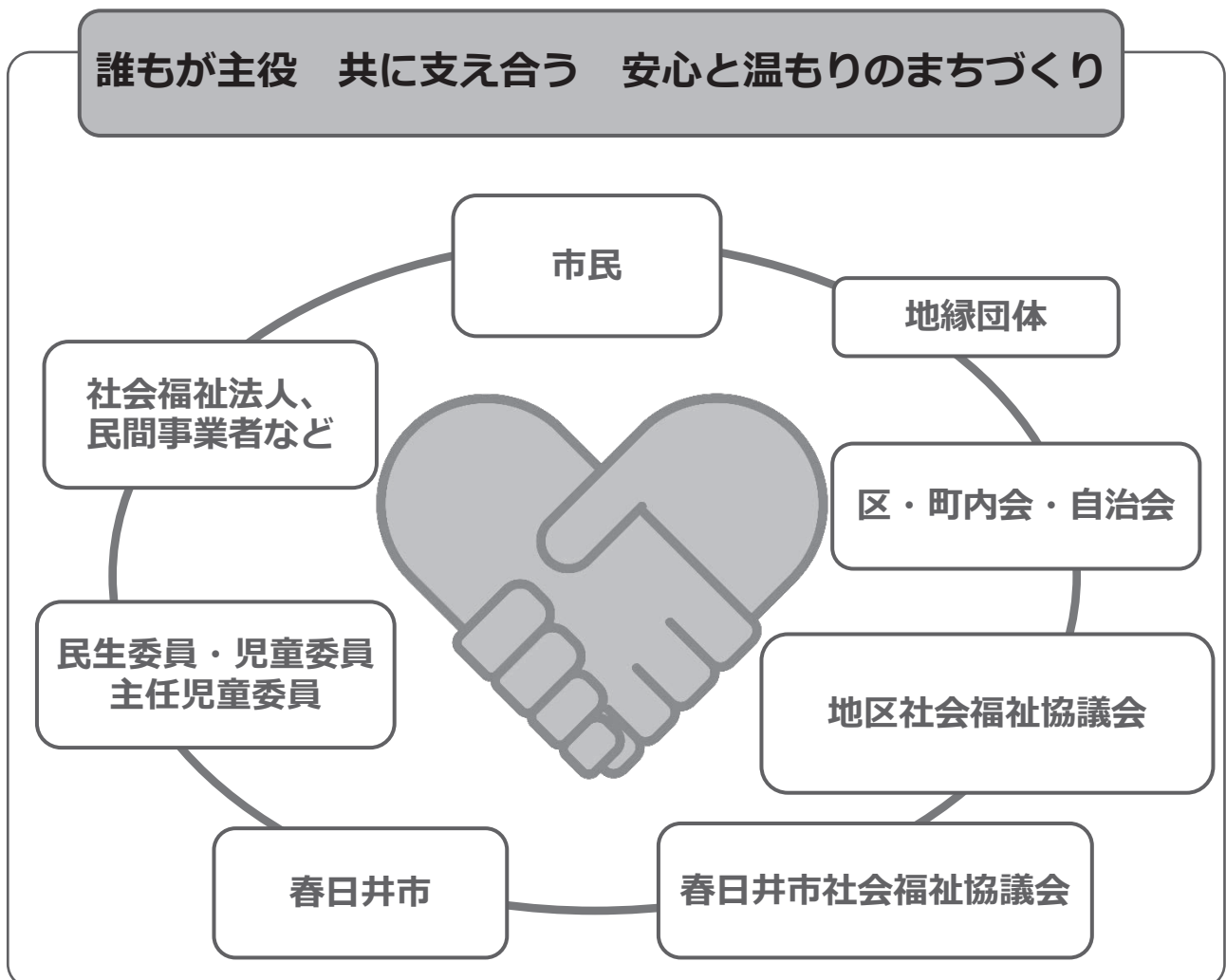
2 協働による計画の実践

(1) 計画の担い手と役割

市民が主役の地域福祉を共に創り、誰もが支え、支え合う地域共生社会を実現するためには、市や社会福祉協議会の取組だけでなく、市民との協働が不可欠となります。

また、複雑化、多様化する地域のニーズに対応するためには、地域のなかで活動する地区社会福祉協議会や区・町内会・自治会などの地縁団体、ボランティア、NPO、社会福祉法人、民間事業者などが、地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を着実に実践するためには、こうした地域福祉の担い手が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが必要です。



| 地域福祉の担い手 | 期待される役割・活動内容 |
|-----------|---|
| 市民 | <p>地域共生社会を実現するためには、地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を高め、それぞれが役割を持ち、支え、支え合いながら、自分らしく活躍していくことが大切です。</p> <p>そして、地域にある様々な生活課題を、他人事ではなく我が事として捉え、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、行動することが重要です。</p> <p>地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣住民同士の交流を行うとともに、自治会やボランティアなどの地域活動に積極的に参加し、ともに生きる地域づくりを進めていくことが期待されます。</p> |
| 地区社会福祉協議会 | <p>地区社会福祉協議会は、住民の主体的な参加により地域の繋がりを構築するとともに、地域の福祉ニーズを把握し、自ら考え、行動していく地域福祉推進の活動組織です。</p> <p>困った時はお互い様、いつでも安心して生活できる地域づくりは、多くの地域住民の参加と継続的な取り組みが必要であり、そのために地区社会福祉協議会は組織されています。</p> <p>その役割は、地域における生活課題・福祉課題を発見し共有することや生活課題・福祉課題の解決に向けて行動することです。</p> <p>具体的には、①交流（世代間交流事業、各種サロン事業等）、②学習（福祉体験学習、福祉マップづくり等）、③日常生活支援（家事援助型サービス、外出支援活動等）、④地域見守り活動、⑤情報提供（地区社協機関紙等）、⑥協議（住民座談会等）、⑦地区社会福祉協議会活動計画の策定などが考えられます。これらの地域活動は、地域ニーズに立脚したものでなくては成立しないことから、地域の身近な相談窓口である民生委員等との連携は不可欠です。地区社会福祉協議会の活動に参加することは、地域課題を自分の問題として考えるきっかけとなり、福祉的な視野を持つ地域住民が増え、地域の福祉力が向上します。</p> <p>少子高齢化が進む中、地域での福祉ニーズは増大しており、住みやすいまちづくりの中心的な担い手として、地区社会福祉協議会はより一層の充実が期待されます。</p> |

| 地域福祉の担い手 | 期待される役割・活動内容 |
|------------------|---|
| 区・町内会・自治会 | <p>区・町内会・自治会は、地域のすべての住民に関わる基本的な団体として、他の地縁団体と連携しながらより良い地域づくりを行うことが求められています。</p> <p>地域の核として、地域の親睦や交流、防犯・防災、環境美化など、幅広い活動を行い、地域の包括的な機能を担うことが期待されます。</p> |
| その他の地縁団体 | <p>老人クラブ、子ども会、ボランティア、NPO、女性活動団体などは、家庭や近所、地域といった様々な場における支え合いの基盤が弱まっている中で、地域とのつながりを再構築するため、団体の活性化と相互の連携を図り、地域の交流や地域福祉活動を担うことが期待されます。</p> |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員 | <p>民生委員・児童委員は、身近な地域において、様々な困り事を抱えた人の相談を聞き取り、安心して暮らせる地域社会づくりを進めるための重要な役割を担っています。</p> <p>また、常に地域の実情を把握するとともに、隣人愛をもって社会福祉の増進に努めることが期待されます。</p> <p>主任児童委員は、特に児童福祉に関することを専門に担当し、民生委員のように特定の区域を直接担当せず、市、児童相談所、学校等の関係機関との連絡窓口となり、区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整役として連携を図りながら支援に協力することが期待されます。</p> |
| 社会福祉法人、民間事業者など | <p>社会福祉法人は社会福祉法第26条に基づき、地域における公益的な取組を実施する責務があり、特定の社会福祉事業の領域に収まることなく、様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されます。</p> <p>また、福祉サービスを提供する事業者や民間企業については、今後、ますます多様化する地域福祉のニーズに対応するため、新しいサービスを創出するとともに、自らも地域社会の一員であることを認識し、社会貢献活動や地域活動への参加促進に努めることが期待されます。</p> |

| 地域福祉の担い手 | 期待される役割・活動内容 |
|----------|---|
| 市社会福祉協議会 | <p>市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核機関として、行政と協働して地域共生プランの推進役を担います。</p> <p>市社会福祉協議会は、特定の福祉課題の解決だけを目的にしておらず、児童から高齢者、障がい者などに特定せず、あらゆる地域住民の抱える不安や生活課題に対して、重要性の高いものを抽出・検討し、地域住民の参加と協力を得て問題解決に取り組みます。</p> <p>主な活動として、①ボランティア活動の推進（ボランティアセンターの設置運営、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発事業、ボランティア保険を始めとする活動環境の整備等）、②地区社会福祉協議会への支援（各種サロンや地域見守り事等のメニュー提供、地区社会福祉協議会活動計画の策定の補助等）、③住民参加型福祉サービスの実施（にこにこヘルプサービス等）、④各種相談窓口の運営（基幹相談支援センター、高齢者・障がい者権利擁護センター等）、⑤福祉施設の運営（子どもの家、福祉作業所等）があります。</p> <p>地域福祉推進にあたっては市民、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民生委員など、地域福祉の活動者との調整役として役割を担うとともに、公私協働による地域活動の企画立案等が期待されます。</p> |
| 市 | <p>市は、世代を超えて誰もが暮らしやすさと幸せを実感できるよう、地域福祉の視点から各施策を総合的に推進していく役割を担います。</p> <p>また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地区社会福祉協議会、区・町内会・自治会などの地縁団体と連携、協働するとともに、市社会福祉協議会と一体となり、市の内部においては、保健、医療、福祉分野をはじめ、環境、教育、防災、防犯などの他の分野に関係する各課との連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。</p> |

資料編

1 春日井市地域共生プラン策定経過

【平成 30 年度】

| 月 日 | 内 容 |
|------------------------------------|---|
| 平成 30 年 7 月 18 日 ～令和元年 5 月 28 日 | 住民座談会 (期間内に市内の各日常生活圏域 12 か所で随時開催) |
| 平成 30 年 7 月 31 日 | 第 1 回地域福祉計画推進協議会 ○現計画の進捗状況について ○地域福祉計画改定に向けた市民等実態把握調査について |
| 平成 30 年 9 月 3 日 ～同年 11 月 7 日 | 地域福祉に関するアンケート調査 (民生委員・児童委員、主任児童委員) |
| 平成 30 年 10 月 1 日 ～同月 16 日 | 地域福祉に関するアンケート調査 (市民、地域活動団体) |
| 平成 30 年 12 月 11 日 ～同月 26 日 | 地域福祉に関するアンケート調査 (地区社会福祉協議会) |
| 平成 31 年 2 月 8 日 | 第 2 回地域福祉計画推進協議会 ○第 4 次地域福祉計画の策定について ○地域福祉に関するアンケート調査等の中間報告について |

【令和元年度】

| 月 日 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 令和元年 7 月 10 日 | 第 1 回地域福祉計画推進協議会 ○現計画の進捗状況について ○地域福祉に関するアンケート調査及び住民座談会報告書 について ○第 4 次地域福祉計画の骨子の方向性について |
| 令和元年 9 月 2 日 | 第 2 回地域福祉計画推進協議会 ○第 4 次地域福祉計画の中間案について |
| 令和元年 10 月 17 日 | 第 3 回地域福祉計画推進協議会 ○第 4 次地域福祉計画の中間案修正版について |
| 令和元年 11 月 14 日 | 市議会厚生委員会へ地域共生プラン（中間案）を報告 |
| 令和元年 11 月 18 日 ～同年 12 月 18 日 | 市民意見公募手続き（パブリックコメント） ○地域共生プラン（仮称）（中間案）を市地域福祉課、市ホームページなどで公表 |
| 令和 2 年 1 月 20 日 | 第 4 回地域福祉計画推進協議会 ○地域共生プラン（案）について |
| 令和 2 年 2 月 3 日 | 市議会厚生委員会へ地域共生プラン（案）を報告 |

2 春日井市地域福祉計画推進協議会委員名簿

敬称略

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|-----------|--------|----------------|
| 学識経験を有する者 | ◎長岩 嘉文 | 日本福祉大学中央福祉専門学校 |
| 地域福祉関係者 | 風間 公一 | 春日井市地区社会福祉協議会 |
| | 瀧川 公資 | 区長町内会長連合会 |
| | 稲垣 一義 | 老人クラブ連合会 |
| | 佐藤 裕子 | 子ども会育成連絡協議会 |
| | 村瀬 よしゑ | 婦人会協議会 |
| | ○久野 明彦 | ボランティア連絡協議会 |
| | 林 光彌 | 民生委員児童委員協議会 |
| | 安田 光良 | 地域包括支援センター |
| 公募による市民 | 幸池 登 | 公募委員 |
| | 疋田 和彦 | 公募委員 |
| | 松本 保 | 公募委員 |

◎会長、○副会長

3 春日井市地域福祉計画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職をもって委嘱された委員が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(平28規則5・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第5号）抄

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4 地域の活動範囲

(1) 地区社会福祉協議会

より住民に身近な圏域としては、「地区社会福祉協議会」、「小学校区」、「区・町内会・自治会」などがありますが、当市では、これまで「地区社会福祉協議会」を中心にサロンや地域の支え合いなどの「地域福祉」活動を展開してきました。

当市における地区社会福祉協議会の設立は1981(昭和56)年に始まり、現在42団体が活動しています。そのエリアは、旧来からの地縁である区や神社の祭礼の区割り、隣接する町内会等の繋がりを基本とする任意の構成となっています。このことから各地区社会福祉協議会の大きさは地区によって異なります。



【各地区社協名】

- ① 味美 ② 春日井 ③ 勝川 ④ 徳農 ⑤ 下条原 ⑥ 上条新田 ⑦ 柏井 ⑧ 道風
 ⑨ 松新 ⑩ 小野 ⑫ 上条 ⑬ 中央 ⑭ 鳥居松 ⑮ 八幡 ⑯ 八田朝宮
 ⑰ 鷹来 ⑱ 牛山 ⑲ 関田 ⑳ 浅山・梅ヶ坪 ㉑ 六軒屋 ㉒ 東野 ㉓ 松原
 ㉔ 大泉寺 ㉕ 神領校区 ㉖ 不二ガ丘 ㉗ 不二・出川 ㉘ 桃花園 ㉙ 高蔵寺
 ㉚ 坂下 ㉛ 玉川 ㉜ 藤山台 ㉝ 岩成台 ㉞ 岩成台西 ㉟ 高森台 ㊱ 東高森台
 ㊲ 中央台 ㊳ 石尾台 ㊴ 押沢台 ㊵ 白山 ㊶ 篠木四ツ谷 ㊷ 下市場 ㊸ 篠木・穴橋

※⑪は地区社協解散により欠番

(2) 日常生活圏域

本計画では、高齢者総合福祉計画の「日常生活圏域」（地域包括支援センターの担当区域）を「地域」の単位の1つとして捉え、「地域協議会」を開催し、地域の生活課題を把握し、解決策に向けて各種施策や事業を展開していきます。

【各地域包括支援センター担当区域図】



5 アンケート調査・住民座談会の概要

地域福祉に関する活動の取組状況や市民の意識、今後の課題などを把握し、計画策定の基礎的資料とするため、次に掲げるアンケート調査及び地域福祉計画に関する住民座談会を実施しました。

(1) 市民調査

| | |
|------------|-------------------------|
| 調査対象 | 18歳以上の市民 |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 配布数/回収数(率) | 2,000票(人) / 852票(42.6%) |

(2) 地域活動団体調査

| | |
|------------|---|
| 調査対象 | 市又は市社会福祉協議会が把握している次の団体 ・ボランティア団体 ・NPO法人 ・市民活動団体 ・住民主体サービス実施団体 |
| 抽出方法 | 全件(全団体) |
| 配布・回収方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 配布数/回収数(率) | 289票(団体) / 200票(69.2%) |

(3) 民生委員・児童委員等調査

| | |
|---------|-----------------------|
| 調査対象 | 市内の民生委員・児童委員、主任児童委員 |
| 抽出方法 | 全件(全委員) |
| 配布・回収方法 | 会議を通じて配布・回収 |
| 配布数 | 381票(人) / 274票(71.9%) |

(4) 地区社会福祉協議会調査

| | |
|------------|----------------------|
| 調査対象 | 市内の地区社会福祉協議会 |
| 抽出方法 | 全件(全団体) |
| 配布・回収方法 | 会議を通じて配布・回収 |
| 配布数/回収数(率) | 42票(団体) / 40票(95.2%) |

(5) 住民座談会

地域における福祉関係者などが集まり、地域の魅力や課題を話し合うワークショップを日常生活圏域(12圏域)ごとに実施しました。

延べ参加団体は158団体、参加者数は288名。

6 用語の解説

| あ行 | |
|------------------------------|--|
| アドバンス・ケア・プランニング (ACP) | 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。愛称を「人生会議」とし、また、11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日、機会としている。 |
| か行 | |
| 介護予防 | 要介護状態の発生をできるだけ防ぐ(遅らせる)こと。また、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと。 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 地域支援事業のひとつで、地域の実情に応じて、市町村が中心となって行う事業。住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。春日井市では2016(平成28)年より開始。 |
| 基幹型地域包括支援センター | 市内12箇所の地域包括支援センターを取りまとめ、調整と支援を行う。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行っている。 |
| 共生型サービス | 2017(平成29)年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)により介護保険制度、障がい福祉制度に創設されたサービス。高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けることができる。 |
| 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。 |
| 権利擁護 | 意思決定能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織(システム)、専門家などによって擁護されること。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 更生保護 | 犯罪者や非行少年が一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その改善更生を図ること。 |
| 高蔵寺ニューモビリティタウン構想 | 高蔵寺ニュータウンにおける快適移動ネットワークの構築及び多様な交通手段の確保の実現を目指すため、名古屋大学とのモビリティサービスに関する共同研究を推進。 |

| さ行 | |
|-------------------|--|
| 災害時要配慮者 | 高齢者や障がいのある人など、何らかのハンディキャップをもち、災害が発生したときに避難などの支援を必要とする人のことをいう。 |
| サロン | 地域住民が集う交流や助け合いの場。 |
| 産学官民 | 産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の四者。 |
| 市民活動支援センター | 市民活動団体やボランティアグループ、NPO など、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民活動に関する相談、情報の発信などを行っている。 |
| 市民後見人 | 社会貢献の意欲と倫理観が高い市民で、成年後見制度に関する研修を修了し、一定の知識と対応技術を身に付けた人で家庭裁判所の選任を受けて成年後見人などの活動をする人。 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されている。春日井市においては、1979（昭和54）年に社会福祉法人の認可を受け、「市民参加による福祉のまちづくり」をスローガンに地域福祉の推進に努めている。 |
| 社会福祉法人 | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。 |
| 若年性認知症 | 従来から言われてきた40歳から64歳に発症した初老期認知症に、18歳から39歳までに発症した若年期認知症を加えた認知症の総称。若年性認知症という独立した病気があるわけではなく、発症年齢で区分した概念であるため、認知症を引き起こしている原因はさまざまに病理学的にもいろいろな疾患を含んでいる。このような特性から、高齢者における認知症とは異なった独自の問題点が生じている。 |

| | |
|----------------------|---|
| 終活 | 残りの人生をよりよく生きるため、葬儀や墓、遺言や遺産相続などを元気なうちに考えて準備すること。 |
| 住民主体サービス | 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のうち、地域住民が主体となって、趣味活動、交流、会食、体操、運動などの通いの場を提供するサービス。 |
| 住民福祉座談会 | 地区社会福祉協議会が地域住民を対象に開催する会合。住民が抱える生活課題を地域全体で共有し、地域の問題（我が事）として認識することにより、地域福祉活動の創出や参加へのきっかけとする目的で行う。参加者は、区・町内会・自治会の代表や地域団体（老人クラブ、子ども会等）の構成員が中心となることが多い。 |
| 主任児童委員 | 関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行っている。 |
| 障がい者生活支援センター | 相談支援事業の円滑な実施を図るため、市内4か所に設置されている事業所。主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行っている。 |
| 消費生活センター | 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっている。 |
| スクールソーシャルワーカー | 不登校や虐待、反社会的行動など、様々な課題を抱える児童・生徒について、学校等からの相談などに対して助言・情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターなどの関係機関と調整、連携、協働して、子どもの環境の改善を図るとともに、学校や保護者、関係者等がその機能を最大限に発揮できる環境を調整や支援をしている。 |
| スマートウェルネス | 高齢者、障がい者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる、住宅や地域のこと。 |
| 生活福祉資金貸付 | 社会福祉協議会の事業で、低所得世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う事により、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に行っている。 |

| | |
|---------------|---|
| 成年後見制度 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力の不十分な人が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度で、法定後見制度、任意後見制度、成年後見登記制度がある。 |
|---------------|---|

| た行 | |
|-----------------------------------|---|
| ダブルケア | 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。 |
| 地域協議会 | 中学校区内の住民が集まり、地域の中で支え合う仕組みを考える場。 |
| 地域共生社会 | 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| 地域ケア会議 | 町内会単位等の住民が集まり、地域の中で支え合う仕組みを考える場。 |
| 地域コミュニティ | 町内会などを始めとする自分たちが住んでいる地域を自主的により良くしていくための地域内のつながりや集まり。 |
| 地域福祉計画推進協議会 | 地域福祉計画の策定及びその他計画に関する事項について協議する会。 |
| 地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター） | 地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、生活支援等サービスの資源開発、地域の関係者やサービス提供者のネットワークの構築、地域ニーズの把握と取組のマッチングなどを行い、生活支援等サービスの体制整備を推進する人。2020(令和2)年度より生活支援コーディネーターから名称変更。 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者の生活を地域で支えるため、介護、予防、医療、生活支援、住まいの各サービスを包括的、継続的に提供する仕組み。 |
| 地域包括ケア推進協議会 | 在宅医療及び介護連携、生活支援体制整備、認知症総合支援に関する事項について協議する会。 |
| 地域包括ケア団地モデル事業 | 高蔵寺ニュータウンの団地がある高森台及び石尾台地区を対象とし、愛知県のモデル事業の一環として市が受託して取り組むもので、高齢者やその家族への相談支援や、多世代交流、ハートフルパーキング事業など、様々な取組を実施した。 |

| | |
|--------------------|--|
| 地域包括支援センター | 地域において、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談支援事業③包括的・継続的マネジメント事業④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。 |
| 地域見守りホットライン | 孤立世帯を早期に発見し、孤立死を未然に防ぐため、ライフライン事業者等が通常の業務の中で異常を発見した場合に通報するもの。 |
| 地縁団体 | 町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。 |
| 地区社会福祉協議会 | 「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体。市内に42ある。自分たちの住む地域にあった福祉事業を行い、住みやすいまちづくりをめざして活動している。 |
| 中核機関 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。 |
| ちよいボラ体験 | 誰もが気軽に体験できるボランティア活動のこと。 |
| ちょっとお助けサービス | 春日井市社会福祉協議会が実施している事業で、公的なサービスでは対応できない電球交換などの日常生活上のちょっとした困りごとに対して、事前に登録した協力者（ボランティア）を紹介するもの。 |

| | |
|--------------------|--|
| な行 | |
| にこにこヘルプサービス | 毎日の生活の中で、食事の支度や掃除、洗濯等を行うのに支障のある高齢者や障がい者世帯等へ、家事援助を行う「にこにこヘルパー」を派遣することによって、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するもの。 |
| 日常生活圏域 | 保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情等、様々な社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域のこと。春日井市では中学校を基本に12圏域を設定し、「日常生活圏域」（地域包括支援センターの担当区域）を「地域」の単位の1つとして捉え、「地域協議会」を開催し、地域の生活課題を把握し、解決策に向けて各種施策や事業を展開している。 |

| | |
|-------------------|--|
| 日本赤十字社 | 「人道・博愛」の理念のもと国際救援活動や災害救助、医療や血液事業、奉仕団を通じての地域福祉活動など国内外でさまざまな活動を行っている。 |
| 任意後見 | 自分で十分な判断ができるうちに、判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについてその人に何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる仕組み。 |
| 認知症 | 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因により脳の細胞に異変が起きて働きが悪くなり、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。 |
| 認知症カフェ | 春日井市では「かすがいおれんじプラスカフェ」と称し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域に安心して過ごせる場所として、認知症に関する資料を閲覧でき、交流会等に参加できる、認知症に理解のある店舗。 |
| 認知症サポーター | 認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症についての正しい知識と理解をもち、認知症の人やその家族を見守る人。 |
| 認知症地域支援推進員 | 認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者。春日井市においては、2018(平成 30)年度から市社会福祉協議会に配置し、認知症の人やその家族が自分らしく暮らせるよう、地域活動を支援している。 |

| | |
|---------------------|--|
| は行 | |
| ハートフルパーキング事業 | 医療・介護事業者等が駐車スペースのないお宅に訪問する際に、近隣の住宅・店舗駐車場の空いている時間をお借りして、駐車できる仕組み。インターネット上の駐車場予約システムで、登録や予約を行い、駐車場提供者と利用者をマッチングする。 |
| 8050 問題 | 高齢（80 代前後）の親が、自立できない事情を抱える中高年（50代前後）の子どもを養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。 |
| 福祉共育 | 「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人も子どもも、地域住民が共に学びあい、共に育ちあう意味で『福祉共育』としている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 訪問型サービスD | 介護予防・日常生活支援総合事業の1つで、介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援。 |
| 保護司 | 保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）。 |
| ポニター | 「ボランティア」と「モニター」の2つの言葉を合わせた造語。防災や防犯といった地域の安全について自発的に行動し、社会貢献活動(ボランティア)ができ、行政などの機関に対して、地域の安全・安心について必要な提言を行うこと(モニター)ができる市民という意味。地域の安全についてリーダー的役割を担っている。 |

| | |
|------------------|---|
| ま行 | |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。 |
| モビリティサービス | 高蔵寺ニュータウンにおいては、新たなモビリティサービスとして、自動運転や相乗りタクシー、パーソナルモビリティの実証実験を実施。 |

| | |
|--------------|--|
| や行 | |
| 友愛訪問 | 老人クラブ会員による、一人暮らし高齢者の訪問、声かけにより、話し相手になったり、困りごとの相談を行ったりする見守り活動の一つ。 |
| 要介護認定 | 介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が、日常生活上の介護の必要性を確認するとともにその程度を認定すること。利用者の心身の状況により要支援1・2、要介護1～5の区分がある。要介護認定を受けると、介護保険サービスを要介護度に応じ利用できる。 |

| ら行 | |
|-------|---|
| 老人クラブ | 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがい高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。会員の年齢は 60 歳以上とされているが、60 歳未満の加入が妨げられることはない。 |

| わ行 | |
|---------------------|---|
| 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 | 2016（平成 28）年 7 月に厚生労働省に設置。人口減少、家族・地域社会の変容などにより生じた既存の縦割りシステムの課題への対応や、地域共生社会を実現するための具体策を検討する。 |

| 英数字 | |
|-----------|---|
| DV | ドメスティック・バイオレンス（英: domestic violence）の略で、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言う。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。 |
| NPO | Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人（NPO 法人）と呼ばれる。 |
| PDCA サイクル | Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。 |
| RUN 伴 | 認知症の人や家族、支援者、一般の人がリレーをしながら、一つのタスキをつなぎゴールを目指す認知症啓発のためのイベント。 |

春日井市地域共生プラン

編集・発行 2020(令和2)年3月

春日井市 健康福祉部 地域福祉課

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

春日井市 健康福祉部 地域福祉課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5-44

電話：0568-85-6184

FAX：0568-84-5764

HP：<https://www.city.kasugai.lg.jp/>

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

〒486-0857

愛知県春日井市浅山町1-2-61

電話：0568-84-1011

FAX：0568-84-6397

HP：<https://www.haruyafuku.or.jp/>

